

八戸市の財政

平成 27 年度決算版



平成 28 年 8 月
八 戸 市

目次

本書の概要	1
1. 「八戸市の財政」の作成目的	1
2. 本書が扱う会計区分	1
平成27年度歳入歳出決算	2
1. 歳入	2
2. 歳出	2
3. 実質収支	2
4. 歳入の内訳	3
5. 歳出の内訳	4
決算規模と実質収支比率の推移	6
歳入：主な歳入の推移	7
1. 歳入：主な内訳の推移	7
2. 市税の状況	8
3. 地方交付税の状況	12
歳出：歳出の推移	14
1. 目的別歳出	14
2. 性質別歳出	15
3. 各費目の推移	16
4. 類似都市との比較	22
基金の状況：基金残高の推移	23
市債の状況：市債残高や公債費の推移など	24
指標から見る八戸市の財政	26
1. 経常収支比率	26
2. 財政力指数	27
3. 実質公債費比率	28
4. 将来負担比率	29

本書の概要

1. 「八戸市の財政」の作成目的

八戸市の毎年度の決算については、法律等に基づき決算書などを作成するとともに、市の広報やホームページなどを通してその内容を明らかにしています。「八戸市の財政」では、これら単年度の決算に加え、これまでの決算の推移をグラフや図表を用いて分かりやすく示し、解説を加えました。

経年の推移を捉え、その傾向を理解することを通して、私たちの市のお金がどのような分野に使われ、その財源がどのように賄われているのか、当市の財政の大まかな姿が新たな角度から見えてきます。

本書を通して、八戸市の財政状況について、より理解を深めていただければ幸いです。

なお、本書は25年度決算版から作成しており、下記ホームページに掲載しておりますので、あわせてご参照ください。

参照先：八戸市ホームページ>八戸市の紹介>資料・データ>財政>八戸市の財政
<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/8,83293,35,56.html>

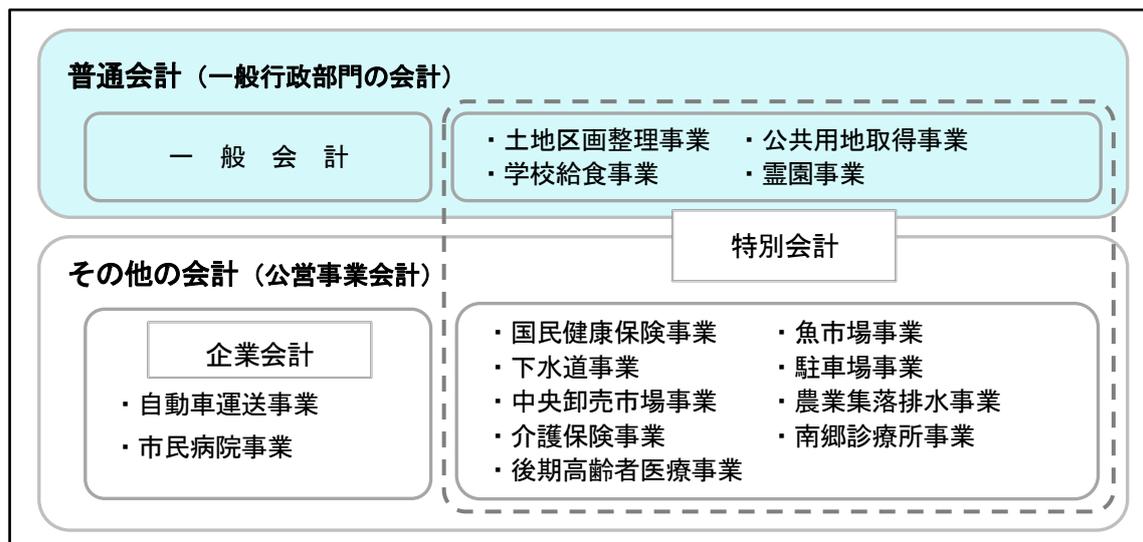
2. 本書が扱う会計区分

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分されていますが、各自治体によって設置される特別会計も違えば、一般会計が網羅する範囲も違うため、単純な比較ができません。

このため、総務省が実施する「地方財政状況調査」では、普通会計という共通の基準による統計上の会計区分を設定して、各団体間の財政比較が可能となるようにしています。

本書では、特に断り書きのない限り、この「普通会計」を基準としています。

普通会計の範囲は、以下のとおり（色付き部分）です。



【注】

※決算は円単位ですが、本書では分かりやすくするために、四捨五入を基本に億円単位などで表示します。

※市民一人当たりの数値は、年度末住民基本台帳人口を基準としています。(平成27年度末234,850人)

※四捨五入の関係から、グラフ総額と内訳合計、あるいはグラフ間の数値が一致しない場合があります。

※決算の推移は、27年度決算から過去10年間の数値を捉えました。

※類似都市の数値は、地方財務協会の「類似団体別市町村財政指数表」に掲載の「特例市」平均値です。

(但し、18年度以前は同資料の区分(人口、産業構造等)に基づく類似団体。)

平成27年度歳入歳出決算

1. 歳入

1,037億265万円（前年度比+64億7,024万円、6.7%増）

国の緊急経済対策として交付された地域の元気臨時交付金基金からの繰入金や私立保育所費用徴収金などが減少したものの、消費税率引き上げに伴う影響の平年度化により地方消費税交付金などが増加したことや、新たに地域振興基金を積み立てるために合併特例債（市債）を活用したことから、前年度と比較して64億7,024万円（6.7%）の増となりました。

2. 歳出

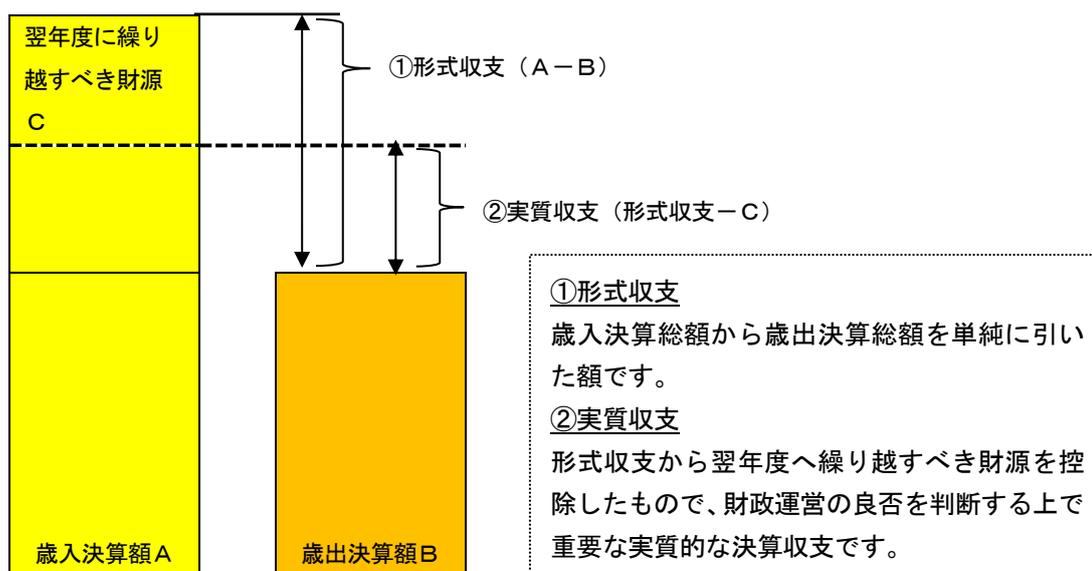
999億7,921万円（前年度比+61億6,094万円、6.6%増）

元金償還金の減等により公債費が減少したものの、地域振興基金積立金、第三魚市場の改築事業、津波避難路整備事業、多賀多目的運動場整備事業、地域総合整備資金貸付金などの増加により、前年度と比較して61億6,094万円（6.6%）の増となりました。

3. 実質収支

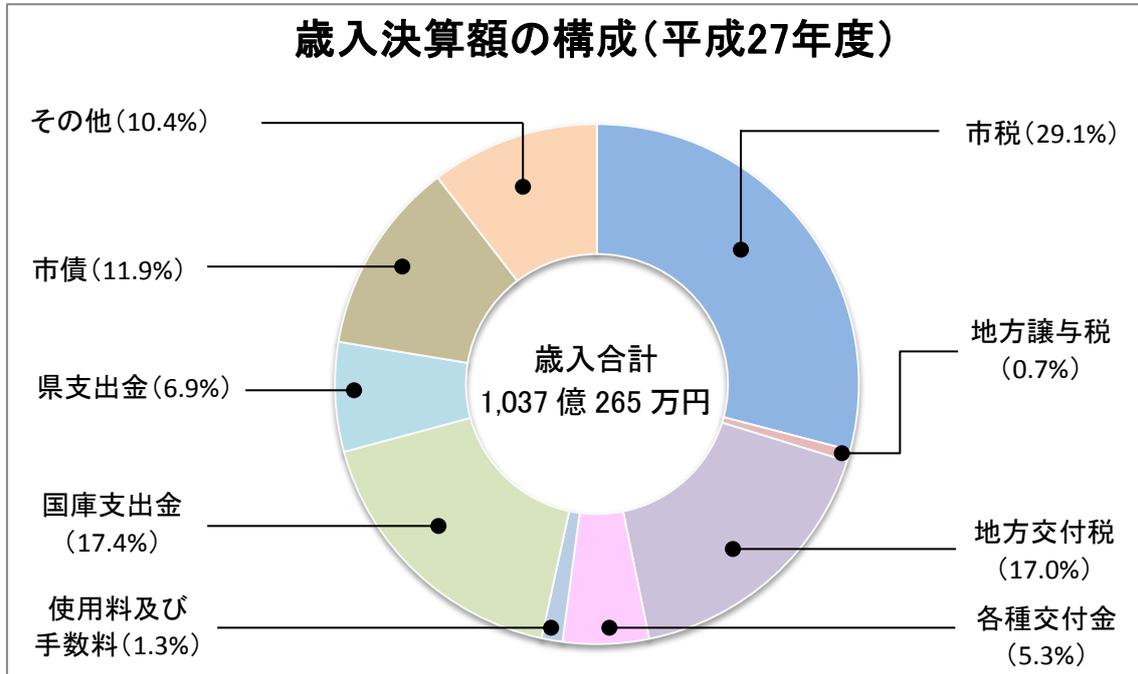
15億1,475万円（前年度比1億9,122万円増）

◆形式収支、実質収支とは



4. 歳入の内訳

【グラフ1】



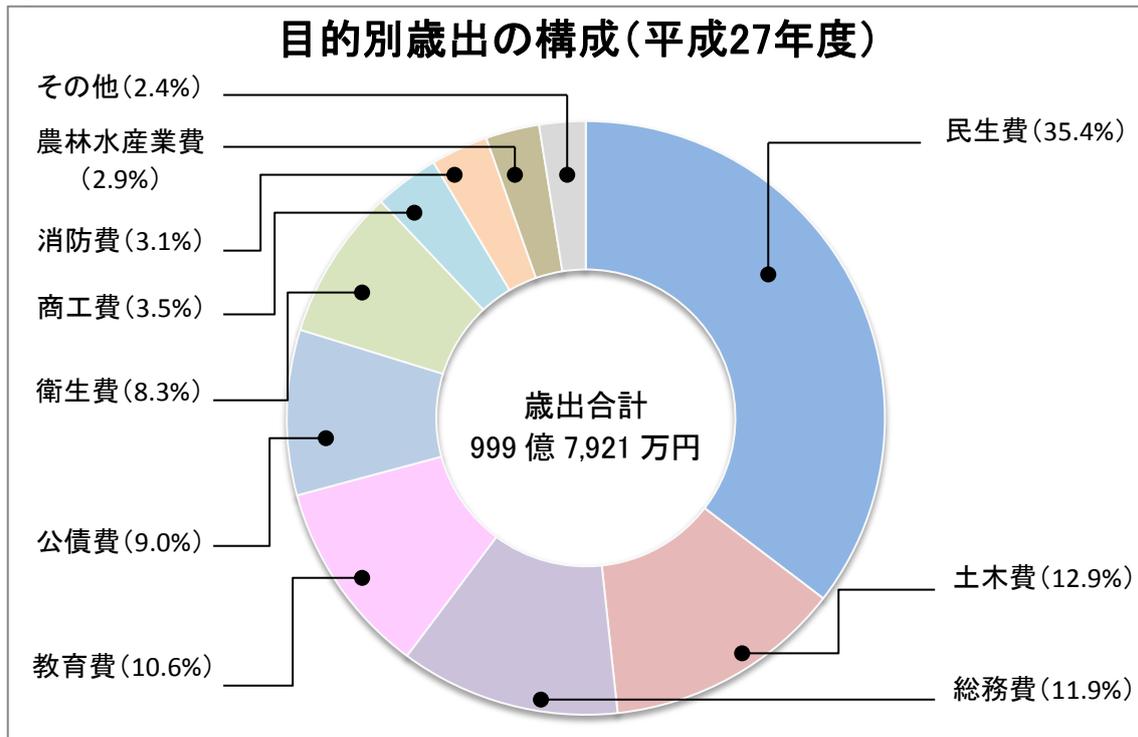
区 分		決算額	主な内訳
市税	市が課税権の主体である地方税	301 億 8,850 万円	市民税 127 億円 固定資産税 150 億円
地方譲与税	自動車重量譲与税や地方揮発油税など。国税として徴収され一定の交付基準に基づいて、地方公共団体に譲与される税。	7 億 2,703 万円	自動車重量譲与税 5 億円 地方揮発油譲与税 2 億円
地方交付税	国税 5 税の一定割合を原資とし、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するため、国から地方に交付されるもの。	176 億 3,186 万円	普通交付税 136 億円 特別交付税 21 億円 震災復興特別交付税 19 億円
各種交付金	利子割交付金や地方消費税交付金など。	54 億 3,992 万円	地方消費税交付金 45 億円
使用料及び手数料	公共施設の利用者や、ごみ処理や諸証明発行などのサービスの利用者が、その受益の対価として条例に基づき納めるもの。	13 億 9,567 万円	市営住宅使用料 5 億円 廃棄物収集手数料 3 億円 廃棄物埋立処分手数料 1 億円
国庫支出金	国が用途を特定して市町村に交付する資金の総称。	180 億 3,037 万円	生活保護費負担金 53 億円、 児童保護費等負担金 29 億円
県支出金	県が用途を特定して市町村に交付する資金の総称。	71 億 2,943 万円	児童保護費等負担金 14 億円、 障がい者自立支援給付費等負担金 11 億円
市債	市が資金調達のために負担する債務のうち、その返済が一会計年度を超えて行われるもの、	123 億 4,350 万円	臨時財政対策債 41 億円 合併特例債 27 億円
その他	基金からの繰入金や諸収入など。	108 億 1,637 万円	基金等繰入金 34 億円、前年度繰越金 34 億円、諸収入 34 億円

5. 歳出の内訳

歳出の内容を、行政目的別の分類である「目的別歳出」と、経費の経済的性質による分類である「性質別歳出」の二つの分類で表しました。

(1) 目的別歳出

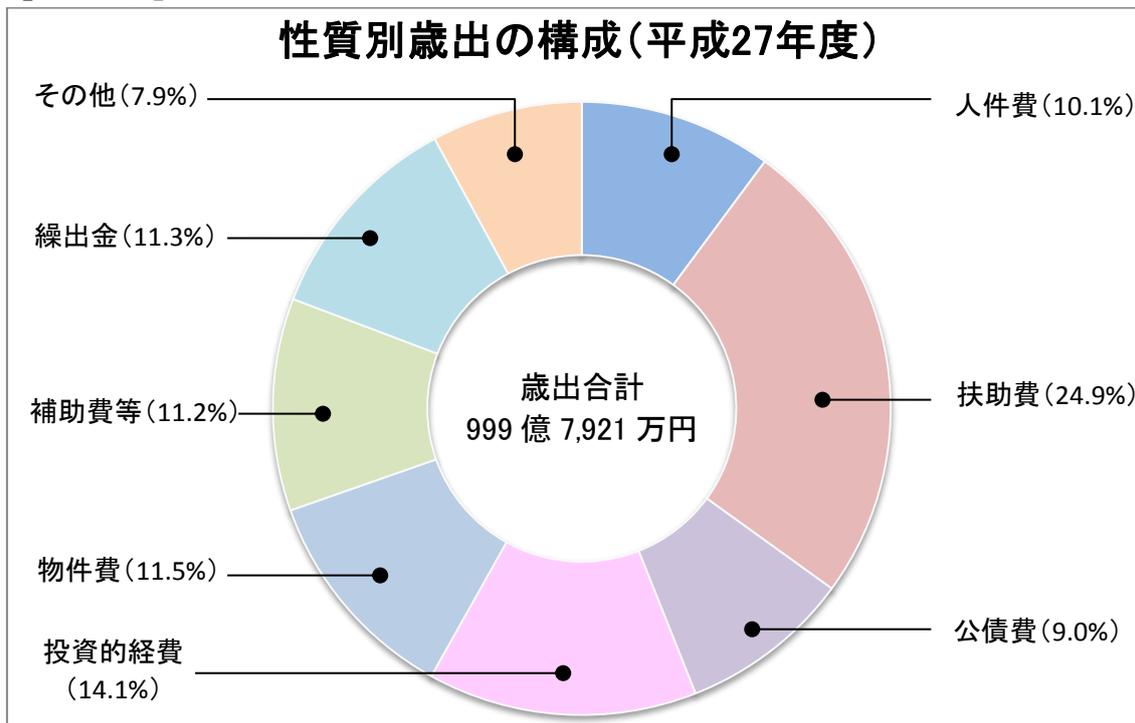
【グラフ2】



区分	決算額	主な内訳
民生費 高齢者、児童、障がい者などの福祉の充実などの経費。	353億5,395万円	児童福祉費130億円、社会福祉費87億円、生活保護費73億円、老人福祉費63億円など
土木費 道路、公園や市街地の整備などの経費。	129億1,607万円	道路橋りょう費49億円、下水道費(繰出金)31億円、区画整理費26億円、公園費6億円、公営住宅費5億円
総務費 庁舎管理、徴税、戸籍、住民基本台帳事務、基金積立などの経費。	118億7,155万円	徴税费11億円、戸籍・住民基本台帳4億円、基金積立45億円
教育費 学校教育、学校施設整備や文化・スポーツの振興などの経費。	106億1,157万円	小中学校費25億円、体育施設費21億円、学校給食費21億円、社会教育費18億円
公債費 借入れた市債の返済金。	90億4,323万円	元金81億円、利子10億円
衛生費 保健衛生や予防接種などの経費やごみ・し尿処理などの経費。	82億2,973万円	保健衛生費54億円、清掃費29億円
商工費 商工業、観光の振興などの経費。	35億1,908万円	商工業振興貸付金13億円
消防費 消防、防災などの災害対策の経費。	30億9,382万円	一部事務組合負担金27億円
農林水産業費 農業、畜産業、水産業の振興などの経費。	29億977万円	農林業費9億円、水産業費20億円
その他 議会運営や雇用政策などの経費。	24億3,042万円	議会費6億円、労働費6億円

(2) 性質別歳出

【グラフ3】

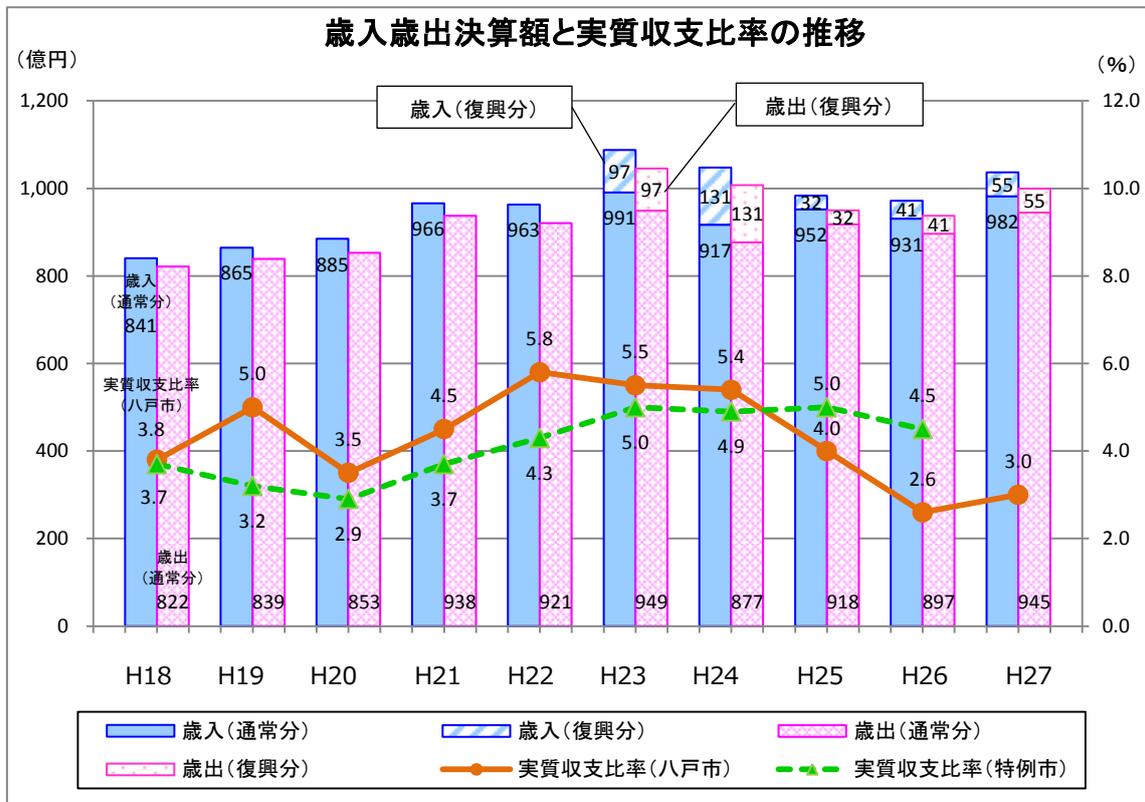


区 分	決算額	主な内訳
人件費	100億9,412万円	職員給 62億円、共済組合等負担金 15億円
扶助費	248億8,345万円	児童福祉費 114億円 生活保護費 68億円 社会福祉費 54億円
公債費	90億4,323万円	元金 81億円、利子 10億円
投資的経費	140億4,829万円	土木費 67億円、教育費 31億円、農林水産業費 17億円
物件費	115億3,025万円	委託料 67億円、需用費 30億円、賃金 4億円
補助費等	111億6,777万円	一部事務組合負担金 44億円、市民病院への負担 18億円、バス事業への負担 11億円
繰出金	112億7,209万円	下水道事業繰出金 33億円、介護保険事業繰出金 28億円、後期高齢者医療事業 26億円、国民健康保険事業 24億円
その他	79億4,002万円	積立金 47億円、投資・出資・貸付金 24億円、維持補修費 8億円

決算規模と実質収支比率の推移

- ◇ 近年の当市の歳入歳出決算額は、800 億円台から 1,000 億円規模へと増加傾向で推移してきました。特に、21 年度以降はリーマンショック後に行われた全国的な経済対策に対応した地方財政措置が取られたことにより、また、23, 24 年度は震災復旧・復興事業により一段と増加し、初の 1,000 億円台となりました。25 年度からは、震災復旧事業費が減少したことから規模が縮小しましたが、リーマンショック後の地方財政措置として、地方の一般財源総額を維持するという方針が継続されていることなどから、20 年度以前と比較すると高い決算規模を維持しています。【グラフ 4】
- ◇ 実質収支は黒字を維持しています。その団体の一般財源の標準的大きさを示す「標準財政規模」に対する実質収支の割合である実質収支比率は、おおむね 3~5%が望ましいとされていますが、これまでの推移を見ると、適正規模の黒字額を保っています。この黒字となる額は、翌年度の予算に繰り越され、補正予算を編成する際の財源として有効に活用されています。

【グラフ 4】

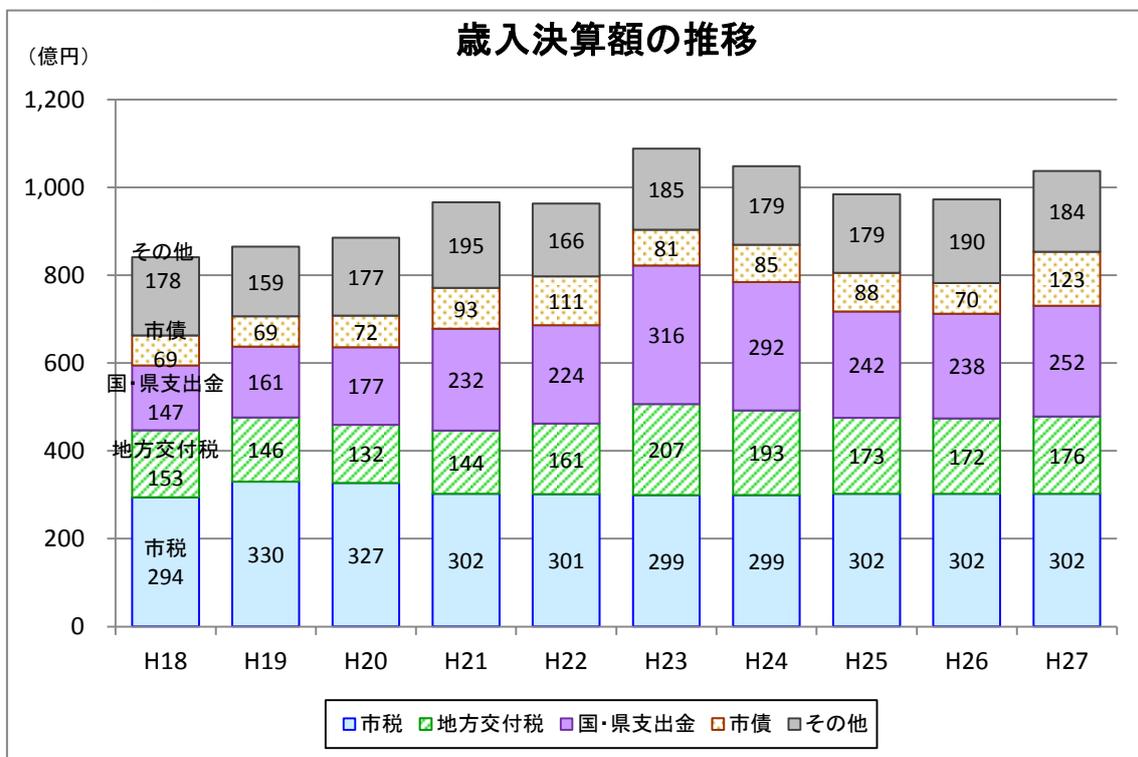


歳入：主な歳入の推移

1. 歳入：主な内訳の推移

- ◇ 歳入の主な内訳は、市税のほか、国から交付される地方交付税や国庫支出金、県から交付される県支出金、家計でいうローンにあたる市債などです。
- ◇ これまでの推移では、19年度は税源移譲による市税の増加、21年度からはリーマンショック後の国の経済対策に伴う地方交付税や国庫支出金の増加、23年度以降は震災復旧・復興のための財源である地方交付税、国・県支出金などが増加し、2年連続で1,000億円を超えました。【グラフ5】
- ◇ 27年度は、地方交付税が震災復興特別交付税の増により増加したほか、国・県支出金では、認定こども園等の運営に係る施設型給付費負担金の増や第三魚市場改築に係る補助金の増、市債では地域振興基金を積み立てるための合併特例債の増などで増加した一方、その他では、消費税引き上げに伴う影響の平年度化により地方消費税交付金が大幅に増加したものの、国の緊急経済対策として交付された「地域の元氣臨時交付金基金」からの繰入金金の減などで減少するなどし、あわせて前年度と比べて65億円増（6.7%増）の1,037億円となりました。

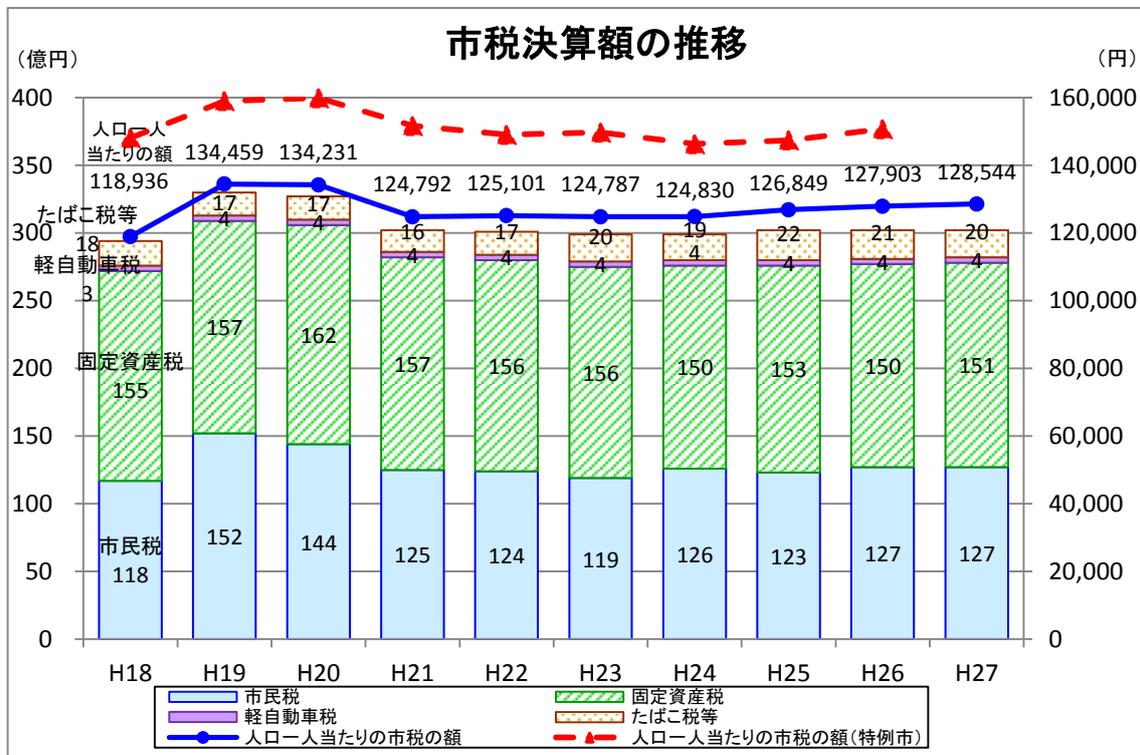
【グラフ5】



2. 市税の状況

- ◇ 市税は、自前の収入である自主財源であり、かつ用途の特定されない一般財源であり、自分たちのことは自分たちで決めるという「住民自治の原則」からは最も重要で、使用しやすい財源です。主な税目は、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税であり、そのうち市民税、固定資産税が大部分を占めています。
- ◇ 市税は、歳入のおおむね3割台と最も大きな割合を占め、19年度は、国の所得税から市民税個人所得割への税源移譲及び法人市民税の増により税収が大きく伸びましたが、リーマンショック後の景気低迷等により、21年度以降は300億円前後で推移しています。【グラフ6】
- ◇ 27年度は、市民税のうち個人市民税が納税義務者数の増等により、固定資産税のうち償却資産が一部の企業における設備投資の増により増加したものの、市民税のうち法人市民税が税率変更の影響等により、市たばこ税が売渡本数の減少等により減少したため、前年度と同額の302億円でした。
- ◇ 市税徴収率は、18年度以降、おおむね92~94%台で推移しています。東日本大震災が発生してからの23年度以降は、類似都市を下回っているものの、徴収率は毎年改善してきました。【グラフ10】

【グラフ6】



まず、市税の中で大きな割合を占める市民税と固定資産税について、調定額（現年と滞納された課税額を合わせた額（決算時））の推移を見てみましょう。

（１）市民税について

市税収入の約４割を占める市民税は、個人に課税される個人市民税と、企業等に課税される法人市民税のふたつに分けられます。更に、それぞれが均等割と所得や利益等に応じて課税される個人所得割と法人税割に区分されます。

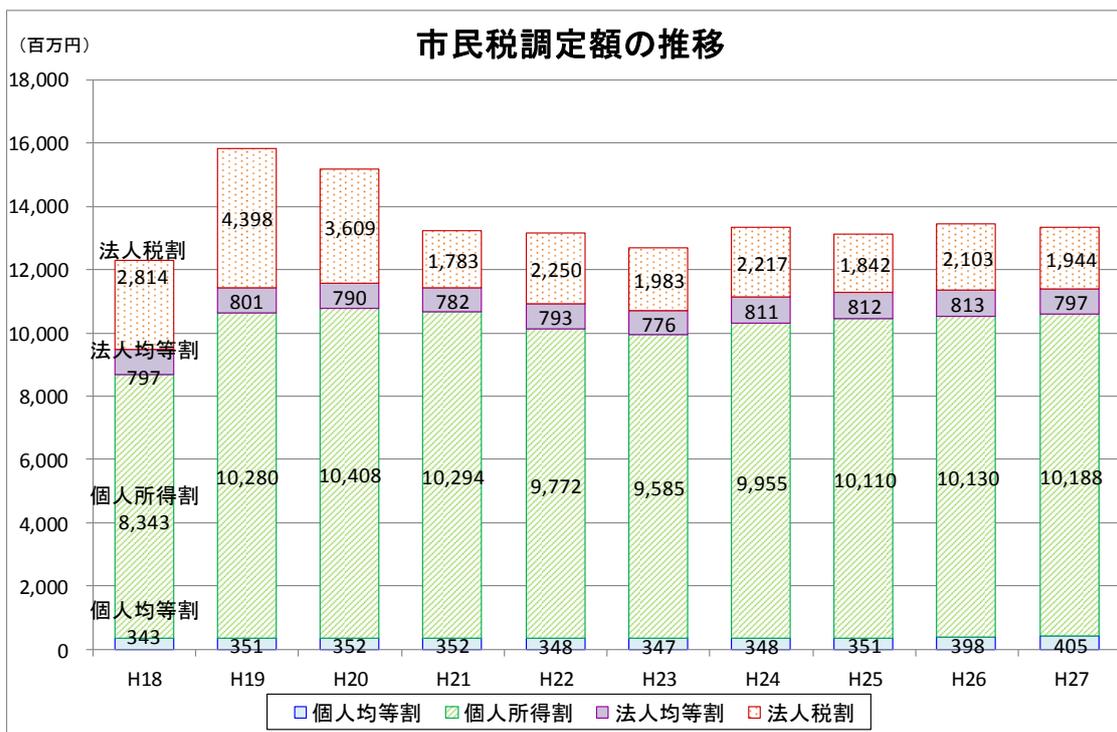
これまでの推移を【グラフ 7】で見ると、個人市民税の割合が高いこと、法人市民税と比較して個人市民税が安定的に推移していることが分かります。一方、法人市民税（特に法人税割）は変動が大きくなっています。これは、企業等の収益の増減によるなど、景気の影響を受けやすいためです。

19年度は、国税である所得税から個人住民税に、国全体で3兆円規模の税源移譲（あわせて国庫補助負担金の縮減と地方交付税の削減を伴い、結果として地方の一般財源が削減された、いわゆる「三位一体の改革」）が行われたことから、個人所得割が大きく増加しました。また、法人税割は景気動向による法人税額の伸びに伴い増加しています。

21年度からは、リーマンショック後の景気の低迷により法人税割が減少し、個人所得割も個人所得の落ち込みなどにより減少しました。その後、個人市民税は15歳以下の年少扶養親族に係る扶養控除の廃止や、個人所得の上昇や納税義務者の増加などにより、徐々に増加してきました。一方、法人市民税は比較的小さい波で増減を繰り返す状況が続いています。

法人市民税のうち法人税割については、26年度（10月以降）からは税率が14.7%から12.1%（制限税率）に変更されています。これは法人税割の一部（税率軽減分）が、地域間の税源の偏在を是正し、財政力の格差の縮小を図る目的で、地方交付税の原資（国が集める税金）とされたためです。

【グラフ 7】

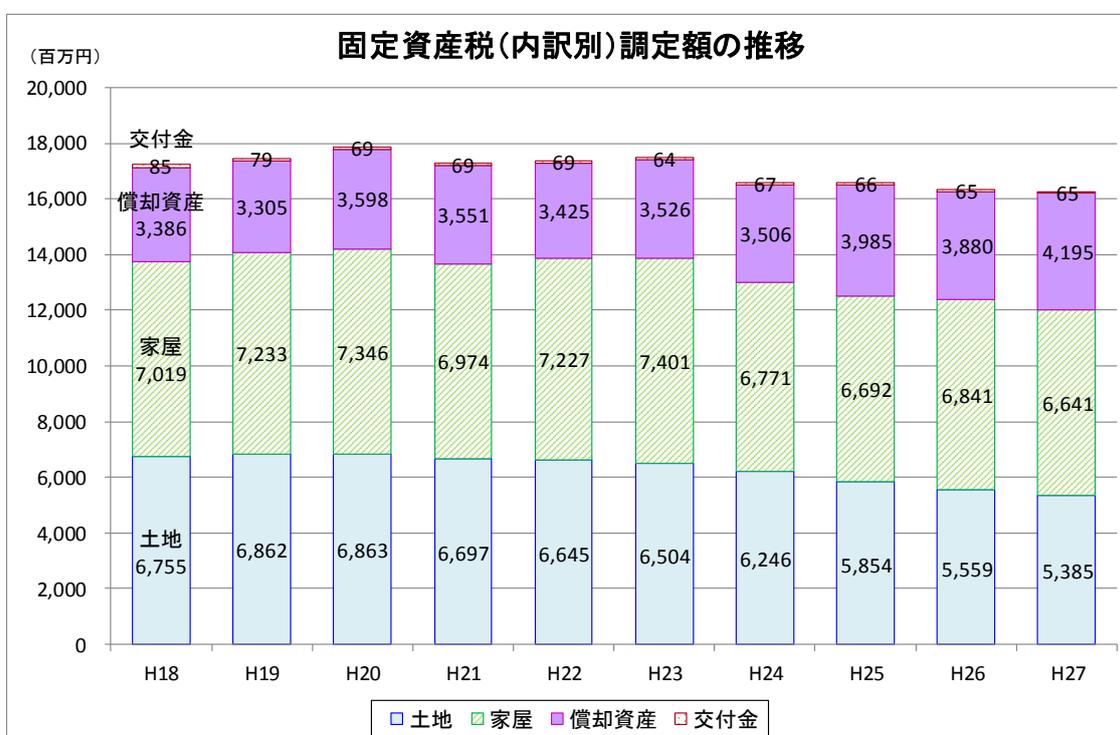


(2) 固定資産税について

固定資産税は、土地、家屋、償却資産の保有と行政サービスの間には存在する受益関係に着目したもので、資産価値に応じて固定資産の所有者に課税されます。その普遍性、応益性、安定性からして最も地方税に適した税目とされており、市税の約5割を占め、市民税との比較でも増減の振れ幅が小さく、安定性が高いことが分かります。

これまでの推移を【グラフ8】で見ると、家屋への課税額が最も多く、次いで土地、償却資産となっています。家屋は、3年毎に価格評価が行われ、評価替えのたびに課税額が減少し、その後、新家屋の建設などに伴い増加するサイクルとなっています。土地は、20年度以降減少が続いており、27年度までの間に課税額で約15億円減少しました。比較的安定性の高い税目ですが、経年変化では土地、家屋の課税額の減少に伴い、20年度以降少しずつ減少してきているのが、昨今の傾向です。

【グラフ8】



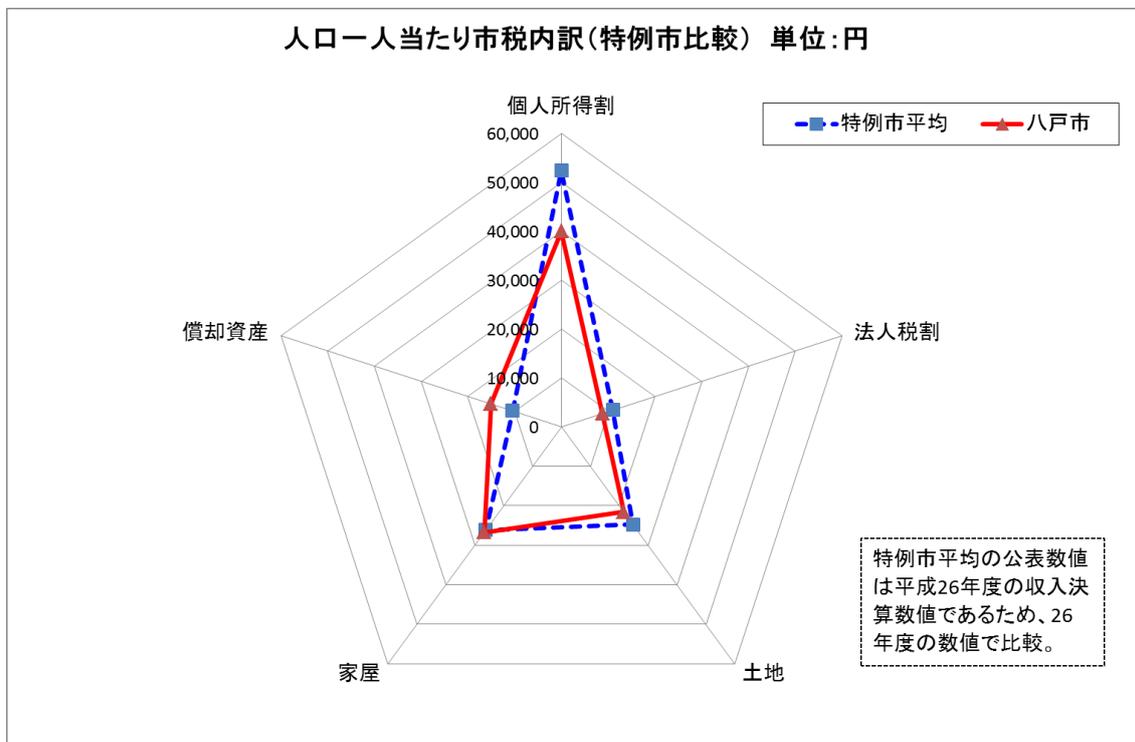
※東日本大震災に係る改正地方税法等の特例適用による減収

23年度以降、復興特区における課税免除等の措置により、23年度は約1億円、24年度は約3億円、25年度は約7億円、26年度は約6億円、27年度は約7億円が、市民税及び固定資産税（いずれも多くは法人関係の税収）から減収となっており、その相当額が各年度の震災復興特別交付税で措置されています。

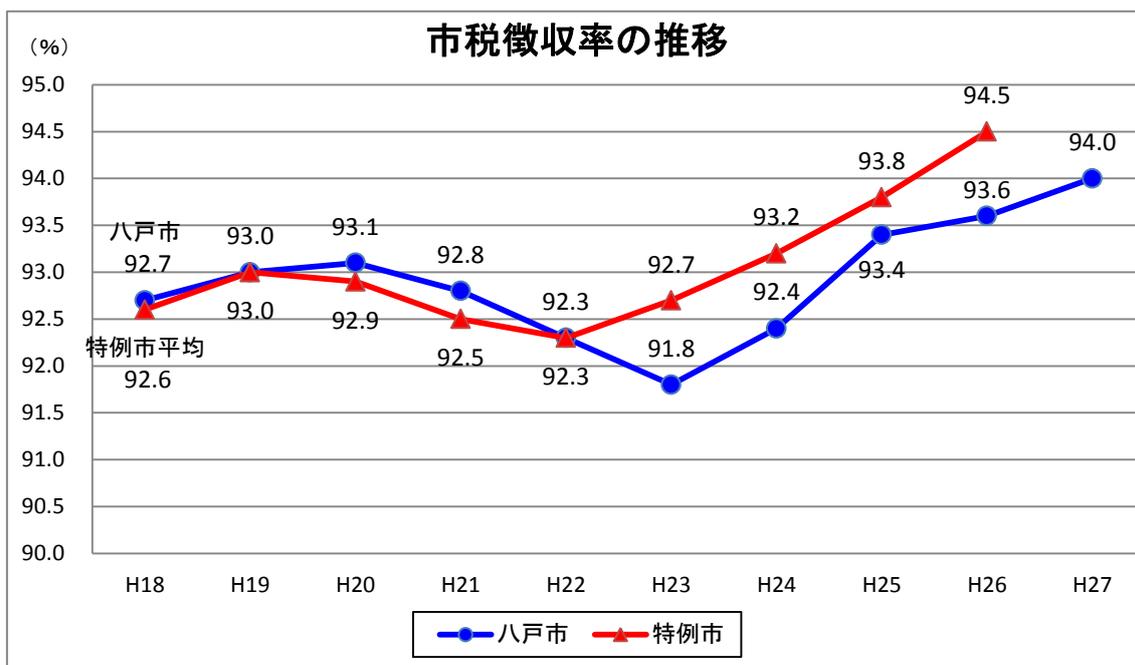
(3) 人口一人当たりの市税

人口一人当たりの市税を、類似都市である特例市の平均値と比較したのが【グラフ9】です。個人所得が相対的に低いことの結果として、個人所得割で類似都市平均を下回っています。また、当市の特徴である産業集積の結果として、償却資産で上回っていることが確認できます。

【グラフ9】



【グラフ10】

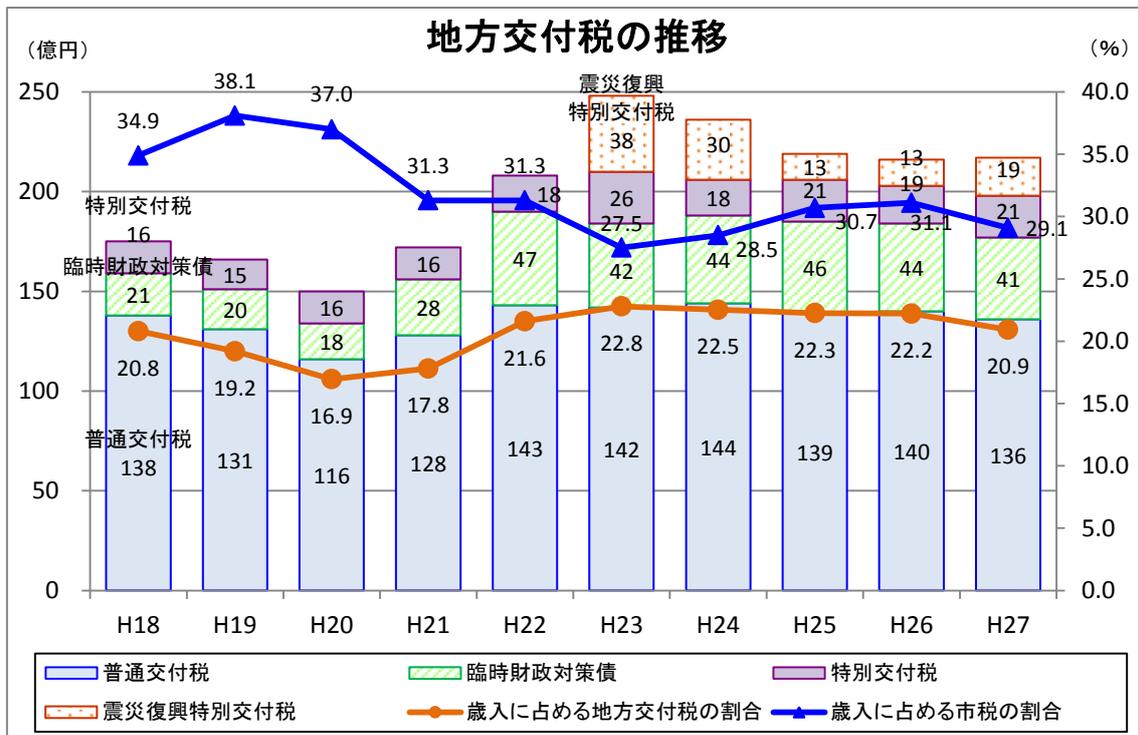


※グラフの徴収率は滞納繰越分を含んだ率。現年課税分の場合、例えば27年度は98.5%。

3. 地方交付税の状況

- ◇ 地方公共団体の姿は人口、面積、産業など地域により様々であり、この違いは財政力の格差となって表れます。一方で、どの地域でも道路等の整備、ごみや下水の処理、福祉や教育など、生活に欠かすことのできない一定の行政サービスを提供していくことが必要となります。こうした税源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本の提供を可能にするための財源を保障し、国から交付されるのが地方交付税です。
- ◇ これまでの推移では、20年度までは好景気の影響等で市税収入が伸びたことから、交付税は減少傾向で推移しました。21年度以降は、リーマンショック等の影響から市税収入が減少し、一方で地方交付税及び交付税から振り替えられた市債である臨時財政対策債とも増加しました。23年度からは、震災復興・復興の財源として、震災復興特別交付税が加わっています。【グラフ11】
- ◇ 27年度の地方交付税額は176億円で、前年度と比較すると4億円の増となりました。その内訳は、普通交付税は136億円で、主に消費税8%への増税の影響で地方消費税交付金が増えたことなどから、前年度比4億円の減となったものの、特別交付税は21億円で前年度比2億円の増、震災復興特別交付税は復興事業の進捗による事業費の増加に対応し、19億円で前年度比6億円の増となりました。

【グラフ11】



※グラフ中「歳入に占める地方交付税の割合」は、交付税総額に臨時財政対策債を加えた額の率。

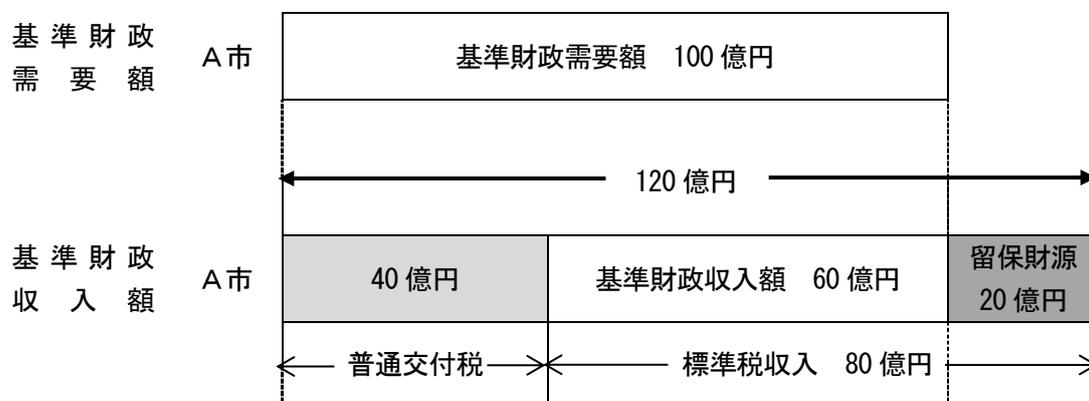
◆地方交付税の仕組み

各自治体の普通交付税は、「基準財政需要額」－「基準財政収入額」（つまり、基準財政需要額と基準財政収入額の差）で求められます【例示参照】。

基準財政需要額とは、人口など客観的な指標に基づいて標準的な行政を行った場合に必要となるであろう経費であり、基準財政収入額とは、その自治体で標準的に収入されるであろう税収の一定割合（＝75%）とされています。残りの25%は留保財源と呼ばれます。

また、基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合（3カ年平均）が財政力指数となります。（P27「財政力指数」の項目参照）通常、団体間の人口や面積などの違いで、基準財政需要額の規模は異なりますが、基準財政需要額が同規模の団体で比較した場合には、財政力指数の高い団体ほど、留保財源が多くなるということが出来ます。

【例示】

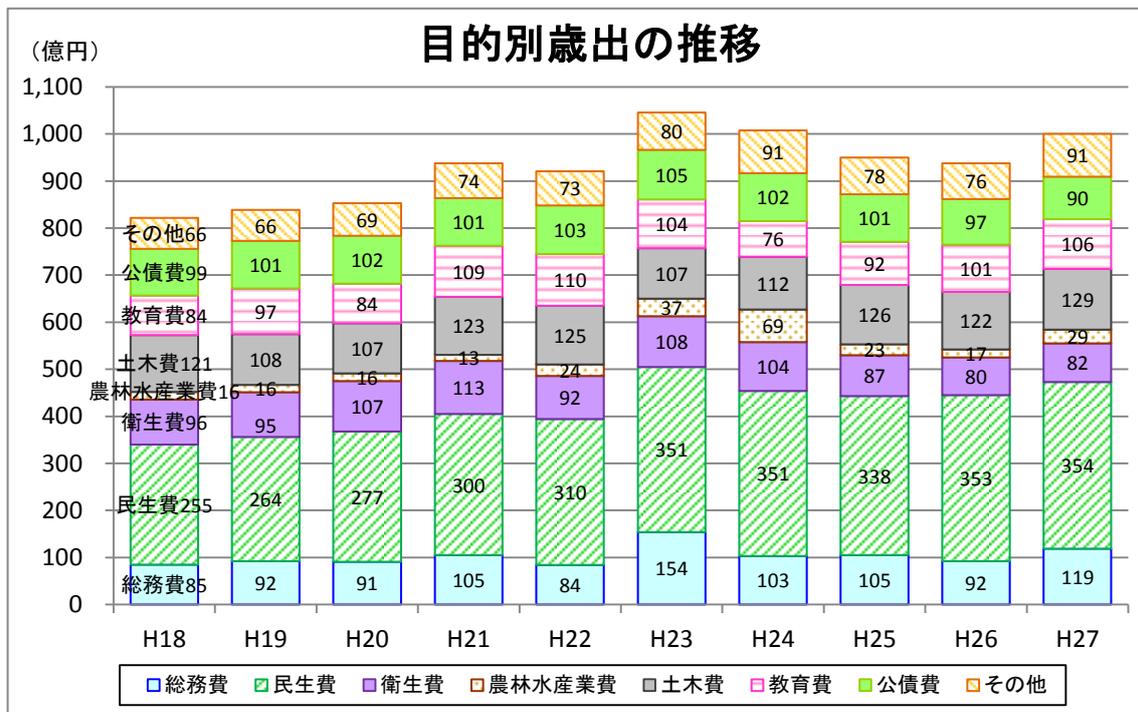


歳出：歳出の推移

1. 目的別歳出

- ◇ 目的別歳出は、経費をその行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費などに分類することであり、予算及び決算の科目である「款（かん）」の区分を基準にしています。
- ◇ これまでの推移では、民生費が最も大きな比率を占め、扶助費や介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計（注）への繰出金の増の影響などで増加しています。また、東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業費（注）が、民生費の災害救助費として、23, 24年度ともに25億円支出されました。【グラフ12】
 （注）後期高齢者医療特別会計への繰出金、災害廃棄物処理事業費は、一般会計上は衛生費で計上されていますが、普通会計上の処理として民生費としています。
- ◇ 27年度は、公債費（元利償還金）が減少したものの、総務費（地域振興基金積立金の増）、農林水産業費（第三魚市場の改築事業費の増）、土木費（津波避難路整備事業の増）、教育費（多賀多目的運動場整備事業の増）、その他のうち多賀地区津波避難タワー整備事業や一般廃棄物最終処分場被覆施設災害復旧事業が増加したこと等により、前年度と比べて62億円増（6.6%増）の1,000億円となりました。

【グラフ12】

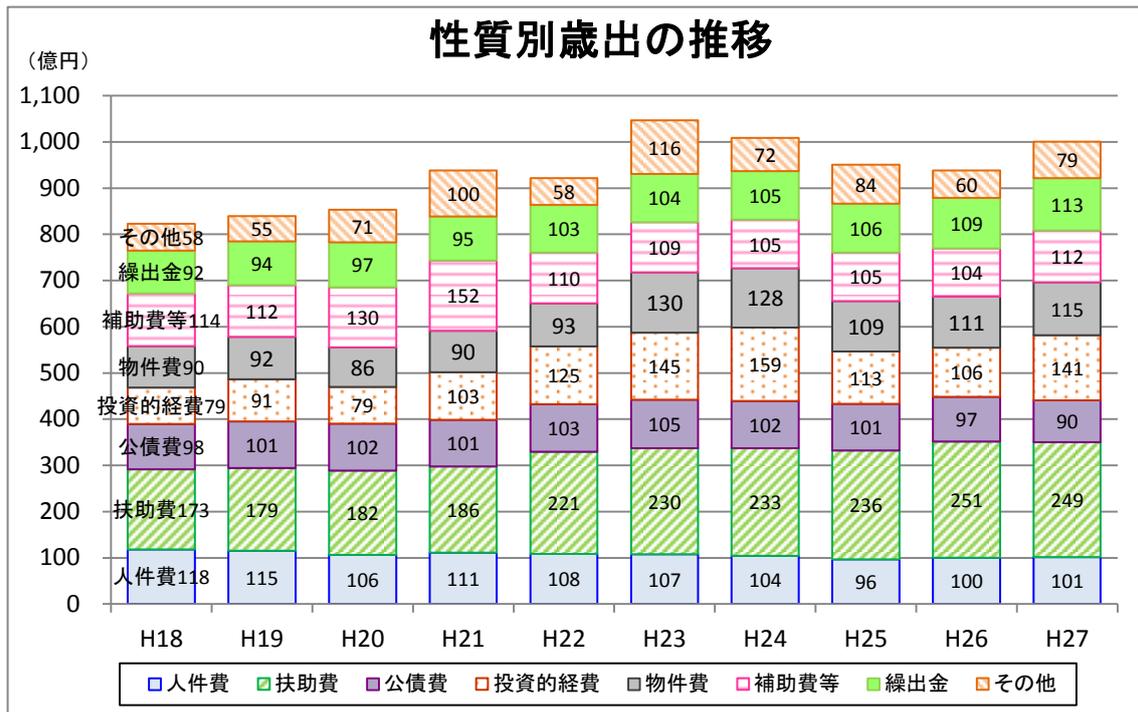


2. 性質別歳出

- ◇ 性質別歳出は、経費をその経済的性質を基準として、人件費、物件費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、公債費、積立金、繰出金などに分類することであり、財政分析手法として重要とされています。
- ◇ 地方公共団体の経費の構造を見る場合、この性質別歳出をもとに「義務的経費」「投資的経費」「その他の経費」に分類する方法があります。
 - 義務的経費・・・人件費、扶助費、公債費
 - 投資的経費・・・普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費
 - その他の経費・・・物件費、補助費等、繰出金等上記以外の経費
- ◇ これまでの推移では、扶助費は増加、公債費は横ばい、人件費は減少傾向で、扶助費の増が人件費の減を上回った結果、義務的経費は増加しました。【グラフ13】
- ◇ 投資的経費は、21年度以降、新規施設の整備や国の経済対策に対応した既存施設改修費の増、震災復旧・復興事業などにより100億円超へ増加しています。
- ◇ また、その他の経費では、21年度は国の経済対策交付金を原資とした地域活性化公共投資基金積立金の増により、23年度は国・県支出金や特別交付税を原資とした震災復興基金、東日本大震災復興交付金基金の積立金により増加しました。
- ◇ 27年度は、公債費（元利償還金）が減少したものの、投資的経費（第三魚市場改築事業、津波避難路整備事業の増など）や、その他のうち積立金（地域振興基金積立金）等が増加したことにより、全体として増加しています。

(注) 臨時福祉給付金費は、一般会計上は補助費等で計上されていますが、普通会計上の処理として扶助費としています。

【グラフ13】



3. 各費目の推移

(1) 人件費の推移

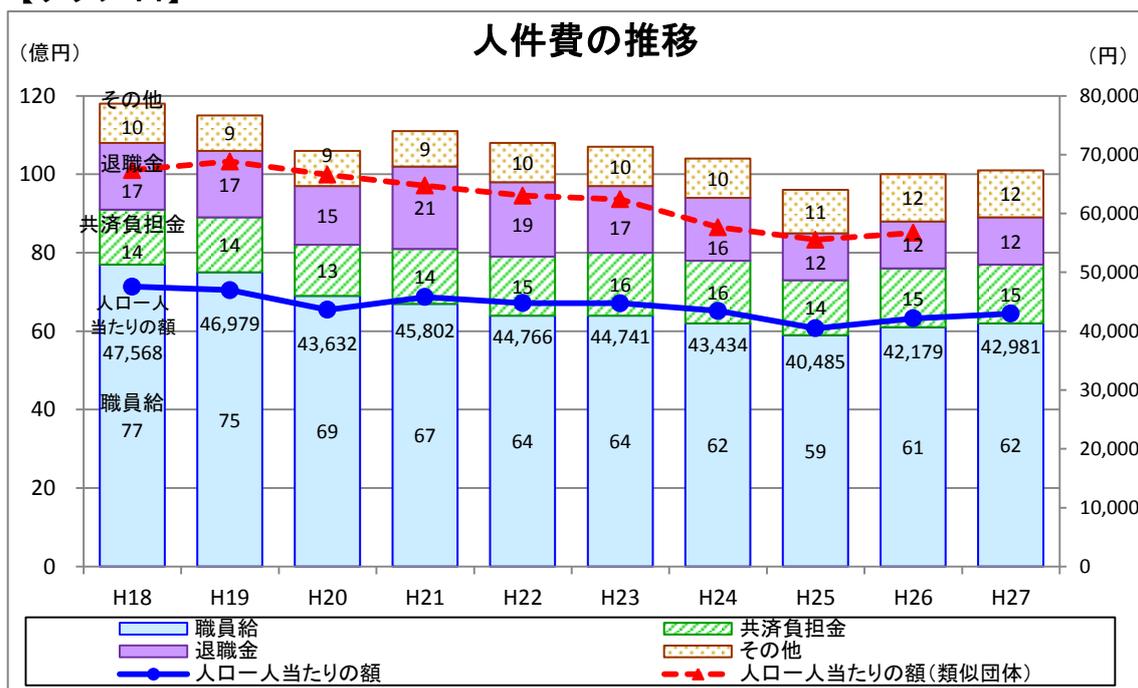
人件費は、市職員の給与、退職手当、共済負担金が主な内容ですが、その他に議員報酬、各種委員報酬、特別職給与などが含まれます。

義務的経費の一つであり、また、主に一般財源で賄われる経費であることから、歳出に占める比率が増加することは、財政構造の硬直化を招くものとされています。

当市では、行財政改革の一環として、職員給与の適正化や事務の合理化及び業務の民間委託などを進めることで、適正な定員管理に努めてきました。その結果、歳出全体に占める人件費の割合は、18年度の14.3%から27年度10.1%へと減少しました。また、金額では18年度の118億円から27年度は101億円へと減少しています。但し、27年度は、職員手当や選挙事務従事者手当の増等により、対前年度で1億円増加しています。【グラフ14】

人口一人当たりの人件費を類似都市と比較すると大きく下回っていますが、これは、当市がし尿やごみ処理、消防などの事務を一部事務組合で共同処理しており、これらに係る人件費は補助費等（負担金）に分類されるためです。一部事務組合に対する負担金のうち当市負担の人件費相当額を加味した26年度の人口一人当たりの金額は、約52,000円であり、類似都市の約58,500円に近づきますが、下回っています。

【グラフ14】



(2) 扶助費の推移

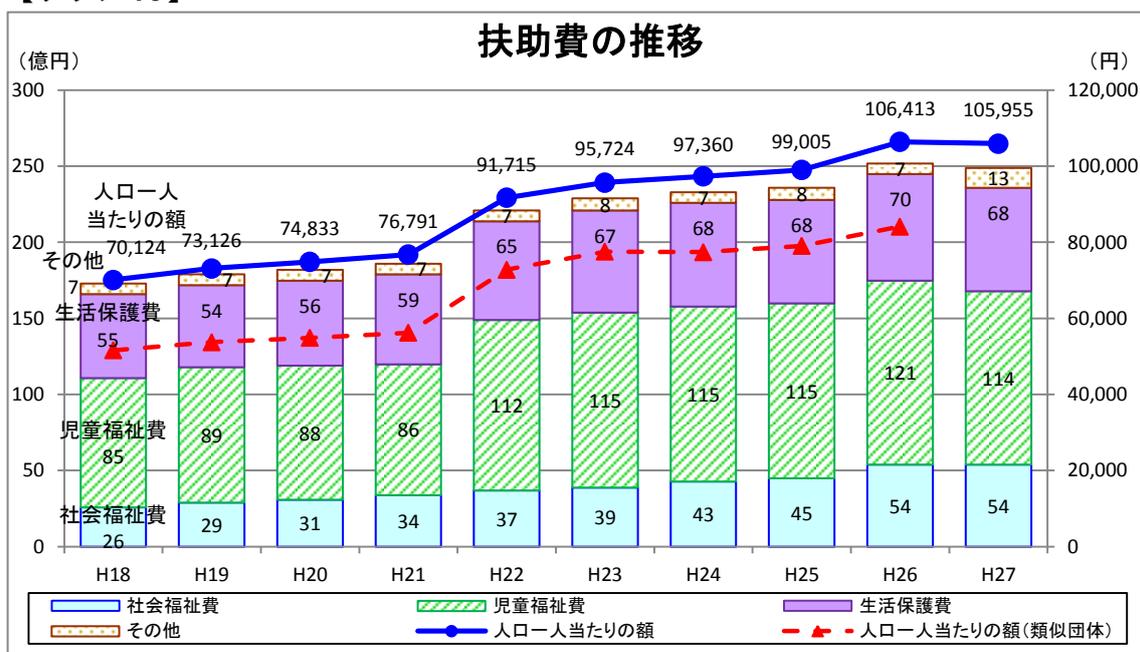
扶助費の主な内容は、生活保護費のほか、児童福祉費では私立保育所運営費や児童手当、児童扶養手当、社会福祉費では障がい者福祉に係る各種サービス費となっています。

国・県支出金が財源となる場合が多い一方、義務的経費の一つであり、歳出に占める比率の増加は、財政構造の硬直化を招くものとされており、その比率は、18年度以降21.1%から24.9%へ、金額は173億円から249億円へと76億円増加しました。【グラフ15】

その主な理由は、生活保護費は被保護者の増加により、児童福祉費は22年度に児童（子ども）手当の給付対象が中学生まで拡充されたことに伴い、社会福祉費は障がい者福祉サービスの拡充に伴い、それぞれ増加したためです。

27年度は主に、消費税率の引上げに伴う給付措置である子育て世帯臨時特例給付金の交付単価の減により児童福祉費が、生活扶助の減により生活保護費がそれぞれ減少しています。人口一人当たりの金額を類似都市と比較すると、当市が大きく上回っています。

【グラフ 15】



(3) 投資的経費の推移

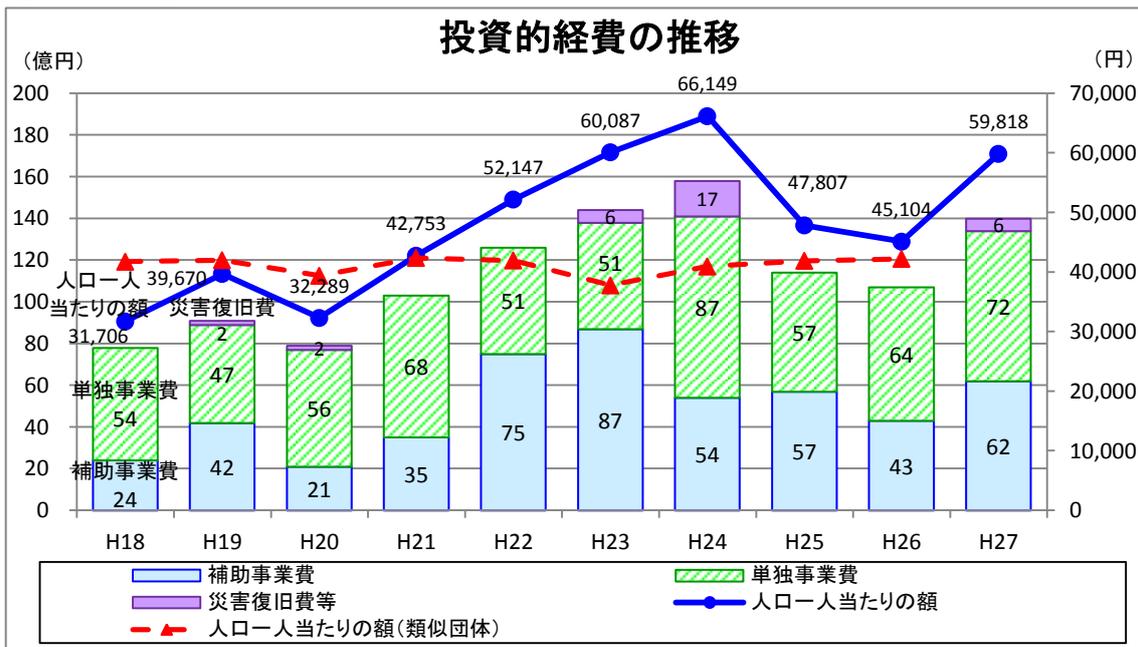
投資的経費のうち大部分を占める普通建設事業費は、道路、橋りょう、河川等の公共土木関連施設、学校等文教施設、農林水産施設、公営住宅、公民館、庁舎等の公共用又は公用施設の新設、増設、改良事業費及び用地等の取得費など、建設事業に要する経費です。

これまでの推移では、21年度から24年度まで増加しました。その理由は、是川縄文館、八戸ポータルミュージアム、一般廃棄物最終処分場、HACCP対応型魚市場などの新規施設整備のほか、国の経済対策に対応して実施した既存施設の改修工事や、小中学校の耐震化工事、柏崎小学校の建て替え、災害復旧への対応などを進めてきたためです。【グラフ16】

27年度は、国等からの補助金を受け実施する補助事業が第三魚市場改築事業や津波避難路整備事業などにより、単独事業が多賀多目的運動場整備事業や公民館耐震化事業などにより、それぞれ増加したことから、全体として33億円(31.8%)増加しました。

当該経費は、各都市の政策や事情により特色の出る経費であり、また臨時的経費とされ年度間の増減も大きくなります。類似都市の人口一人当たりの金額と比較すると、22年度以降当市が上回り、24年度まではその差が広がりました。震災復旧・復興に係る投資もその要因に含まれます。その後、26年度は類似都市並みとなりました。

【グラフ16】



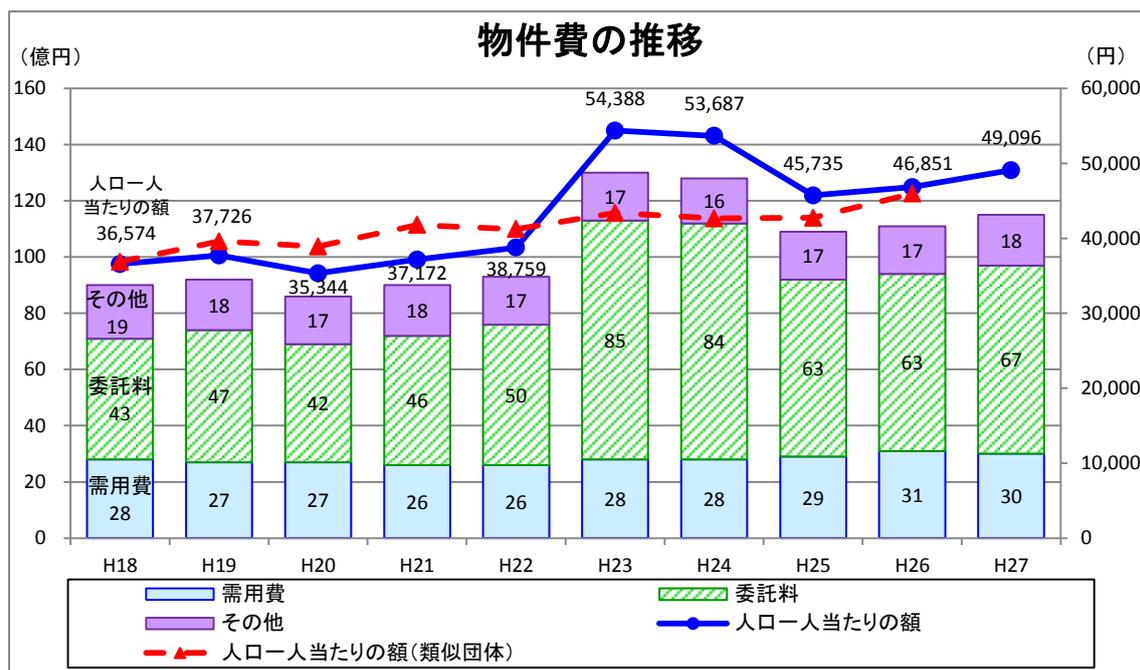
(4) 物件費の推移

物件費とは、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の消費的性質の経費の総称で、委託料や消耗品費などの需用費のほか、職員の出張等に係る旅費や、書類等の郵便料である通信運搬費等の役務費、OA機器の借上料などの使用料及び賃借料などです。

これまでの推移では、18年度以降ほぼ横ばいで推移してきましたが、23年度から委託料が大きく増加しました。その理由は、東日本大震災で生じた災害廃棄物に係る処理委託料が23,24年度ともに25億円の支出があったほか、震災等緊急雇用対応事業である緊急雇用創出事業の増加によるものです。27年度は、選挙事務や津波避難誘導標識設置事業などの増により、委託料が増加しました。【グラフ17】

人口一人当たりの金額を類似都市と比較すると、東日本大震災関係の臨時経費のあった23,24年度を除くと、同水準となっています。

【グラフ 17】



(5) 補助費等の推移

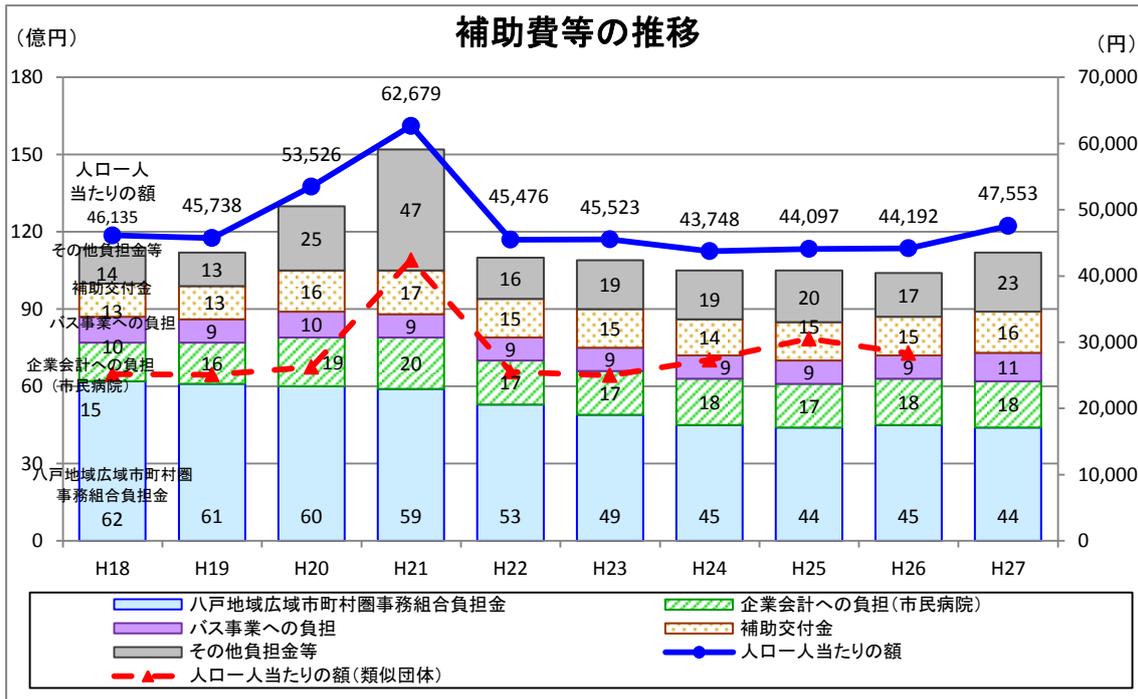
補助費等は、他団体や他会計に支出される負担金や補助金のほか、謝礼等の報償金などが含まれます。

その主な内容は、八戸地域広域市町村圏事務組合（一部事務組合）への負担金、八戸市民病院への負担金、八戸市営バスへの補助金や民間バス事業者への負担も含めた高齢者等バス特別乗車証負担金、公益上の必要性の観点から行う各種団体や企業への補助金などです。

これまでの推移では、20, 21 年度に国が緊急経済対策として進めた定額給付金給付事業や、プレミアム付商品券発行事業により増加したものの、その後は、主に八戸地域広域市町村圏事務組合負担金が、組合の公債費償還が進んだことなどにより減少したため、近年は減少傾向にありました。27 年度は、国の制度に則って実施した公的病院への運営費補助金や、八戸市営バスへの車両購入補助金の増などにより、対前年度比較で 7 億円増（6.9%）の 112 億円となりました。【グラフ 18】

人口一人当たりの金額を類似都市と比較すると、大きく上回っていますが、これは、当市がし尿やごみ処理、消防などの事務を一部事務組合で共同処理しており、これらに係る経費が補助費等（負担金）に分類されるためです。ちなみに、一部事務組合に対する負担金の影響を除いた 26 年度の人口一人当たりの金額は約 25,000 円であり、類似都市と同水準となります。

【グラフ 18】



(6) 繰出金の推移

繰出金とは、一般会計と特別会計間において支出される経費のことです。各特別会計には、各事業が提供するサービス等の受益者が負担する特定の収入がありますが、例えば下水道事業における雨水の処理費用などは、受益の範囲が特定できず下水道使用料に転嫁できないため、一般会計が負担するべき経費とされています。また、介護保険のように、介護保険給付費の12.5%を市町村が負担するものと法律で定められている事業もあり、義務的経費の色合いが強い経費が含まれています。

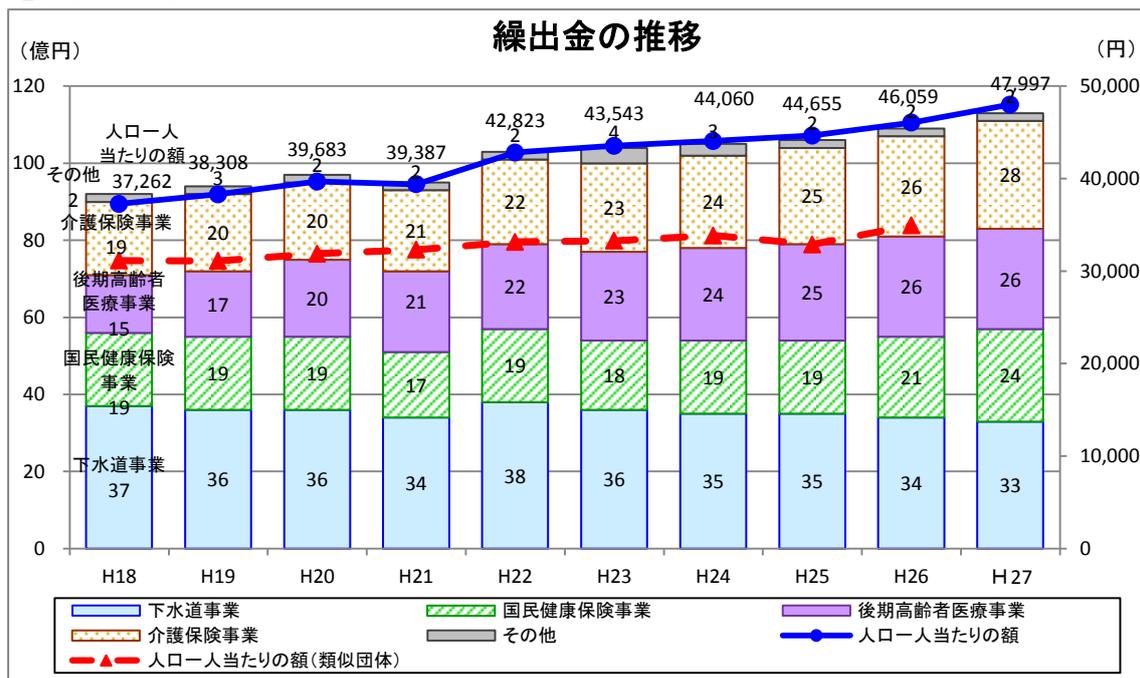
当市では、下水道事業特別会計への繰出金が最も多く、その他国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計への繰出金で全体の9割強を占めています。

これまでの推移では、介護保険、後期高齢者医療など主に高齢者に係る社会保障費関係の繰出金が、給付対象者の増加などに伴い増えていることから、18年度の92億円から27年度の113億円へと増加傾向にあります。27年度は、社会保障・税一体改革による社会保障の充実策の一環として、国民健康保険への財政支援の拡充が図られたことから当該繰出金が増加しました。【グラフ 19】

人口一人当たりの金額を類似都市と比較すると、当市が大きく上回っています。これは主に、下水道事業に対する繰出金が多いためです。

※高齢者医療については、20年度より現在の後期高齢者医療制度に移行しました。また、一般会計が後期高齢者医療広域連合に対して負担する療養給付費負担金を含んだ額としています。

【グラフ 19】

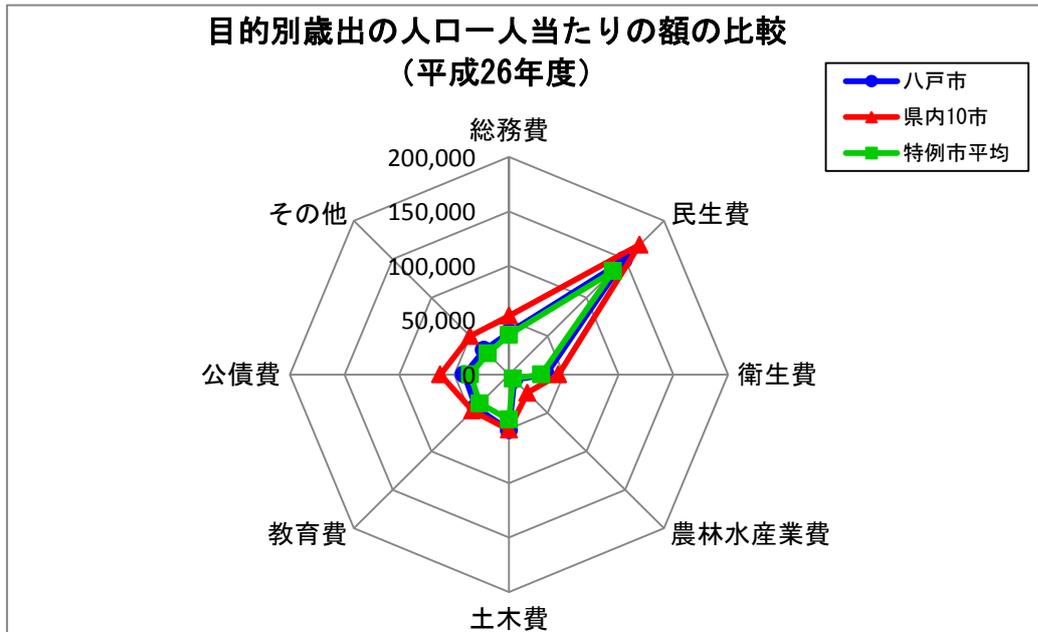


4. 類似都市との比較

(1) 目的別歳出の人口一人当たりの額の比較

当市の目的別歳出の人口一人当たりの額を類似都市と比較すると、類似都市と同様に民生費が最も大きく14万8千円となっているほか、その他の費目についても、おおむね類似都市の平均と同様の傾向となっています。

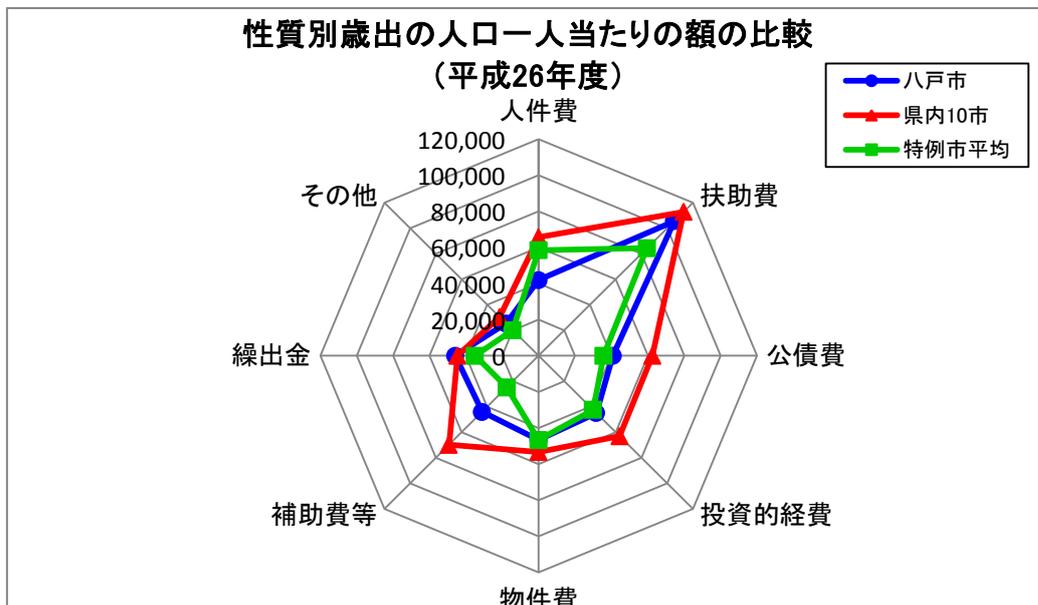
【グラフ 20】



(2) 性質別歳出の人口一人当たりの額の比較

当市の性質別歳出の人口一人当たりの額を類似都市と比較すると、人件費が下回っている一方、扶助費や補助費等、繰出金は上回っています。

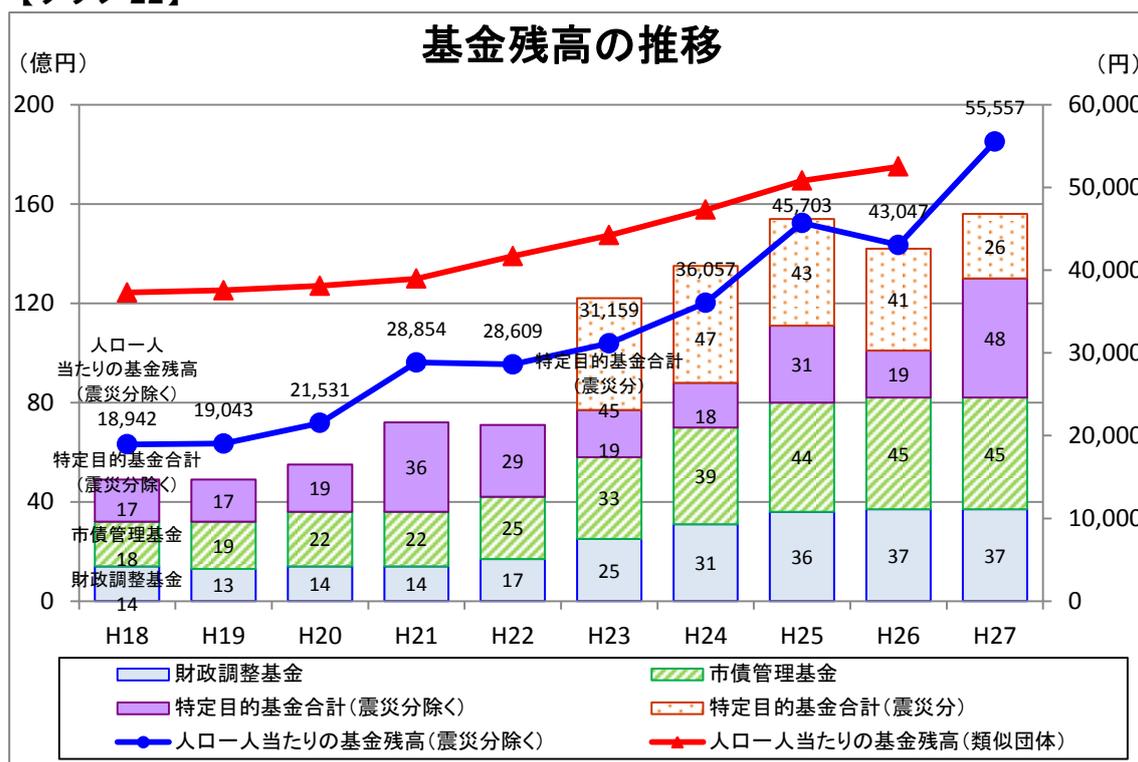
【グラフ 21】



基金の状況：基金残高の推移

- ◇ 地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために基金を積み立てることができ、任意に設置することができることとされています。基金を家計に例えると、「貯金」にあたります。
- ◇ このうち「財政調整基金」は、法律で設置が義務付けられており、年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。不況による大幅な税収減や災害の発生等による思わぬ支出の増加の際は取り崩し、財源に余剰が生じた際はこれをその年度で使ってしまうのではなく、将来に備えて積み立てておくための基金です。
- ◇ 当市ではその他に、市債償還、震災復興、社会福祉、都市緑化、国際交流、南郷地区振興、奨学金などの23の特定目的基金（27年度末）を設置しています。
- ◇ 基金残高の推移ですが、18年度から27年度までの間で、財政調整基金及び市債管理基金は、32億円から82億円へと約2.5倍に増加しました。また、その他の特定目的基金では、21、22年度は国の経済対策等による交付金をプールした「地域活性化公共投資基金」等の設置により一時的に増加し、23年度以降はこれもまた臨時的な基金である震災復旧・復興関係の基金が増加しました。【グラフ22】
- ◇ 27年度の基金残高は、対前年度14億円増の156億円となりました。主な理由は、合併特例債を財源に地域振興基金を新たに設置したことによるものです。
- ◇ 人口一人当たりの基金残高の類似都市との比較では、当市が下回っている状況です。

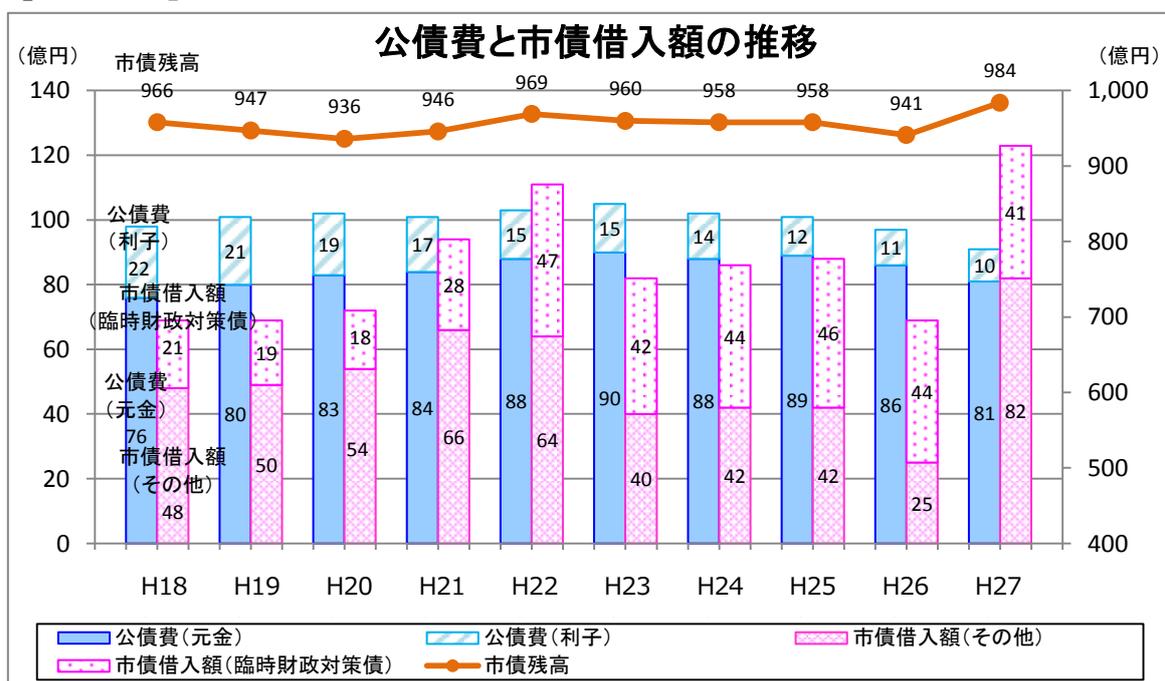
【グラフ22】



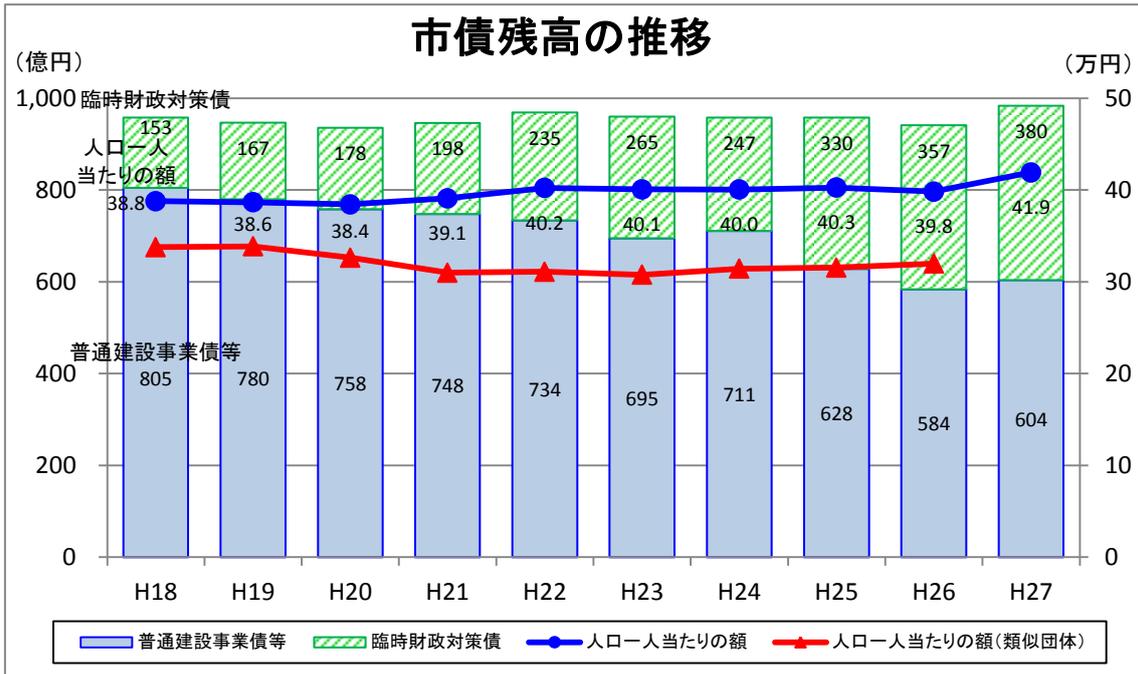
市債の状況：市債残高や公債費の推移など

- ◇ 大規模な公共施設などの建設事業を行う場合のほか、道路や学校などの既存の施設の改修工事は、通常多額の費用を必要とするため、市ではその財源として市債の借入れを行っています。市債には財源を賅うほかに、将来その施設を利用する人にも整備費の一部を負担してもらうという機能（世代間負担の公平）もあり、施設の耐用年数に応じて10～20年程度の長期間にわたり、その借入金の返済をしています。
- ◇ これまでの推移は、市債の返済である公債費は100億円前後で、ほぼ横ばいでしたが、27年度は元金償還金の減などにより、91億円となりました。また、近年の長期金利の低下傾向を受け、利子負担も軽減されています。一方、借入額である市債は、69～123億円の間で増減しています。21、22年度には、是川縄文館、八戸ポータルミュージアム、HACCP対応型魚市場などの新規施設整備や臨時財政対策債の増により、27年度には合併特例債を財源とした地域振興基金の創設等に伴い増加しましたが、その他の年度は、元金の返済額が借入額を上回り、返済が進みました。【グラフ23】
- ◇ 市債残高は958億円から984億円へ増加しています。このうち、地方財政対策の一環で借入をしている臨時財政対策債は、残高全体の38.6%まで増加した一方で、その他の普通建設事業等に係る市債は、27年度は前年度から増加したものの、18年度以降では805億円から604億円へと、201億円、25%減少しました。また、人口一人当たりの残高は類似都市を上回っていますが、その要因の一つは、財政力が相対的に弱い場合、臨時財政対策債の発行額が大きくなるためです。【グラフ24】
- ◇ 市債残高に将来の債務である債務負担行為額、退職手当引当金を加えた負債から、資産である基金残高を引いた額は、近年横ばいで推移しています。【グラフ25】

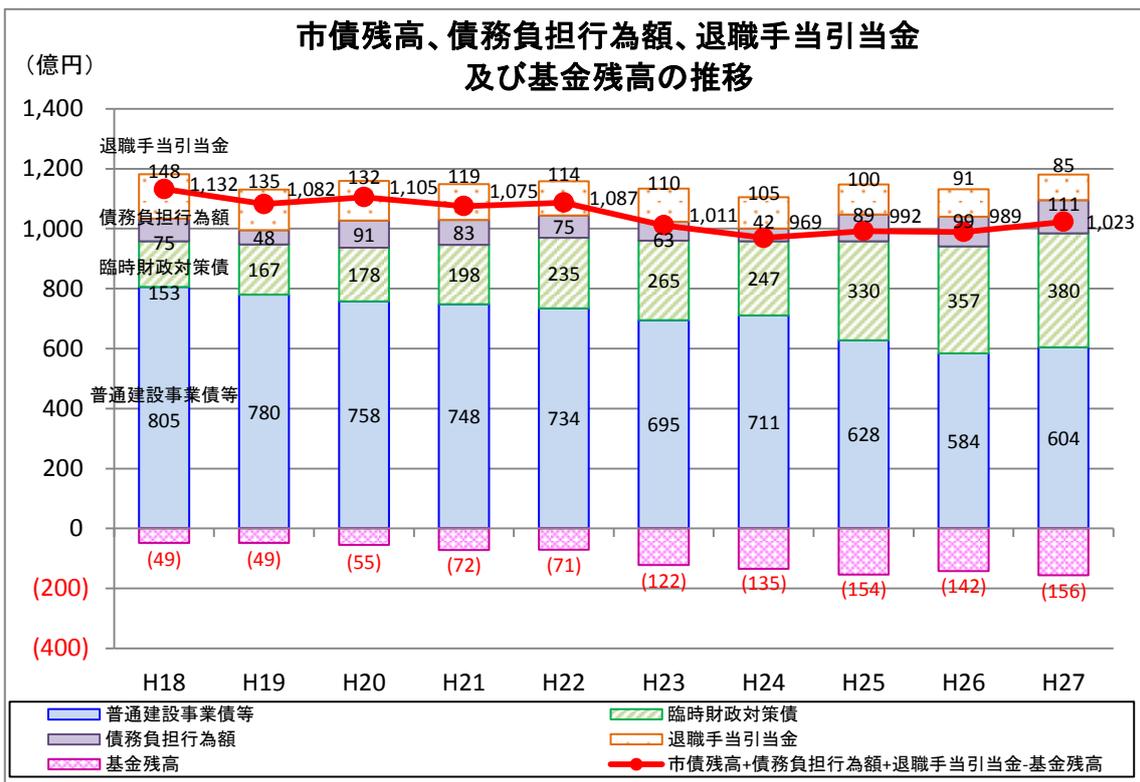
【グラフ23】



【グラフ 24】



【グラフ 25】



指標から見る八戸市の財政

1. 経常収支比率

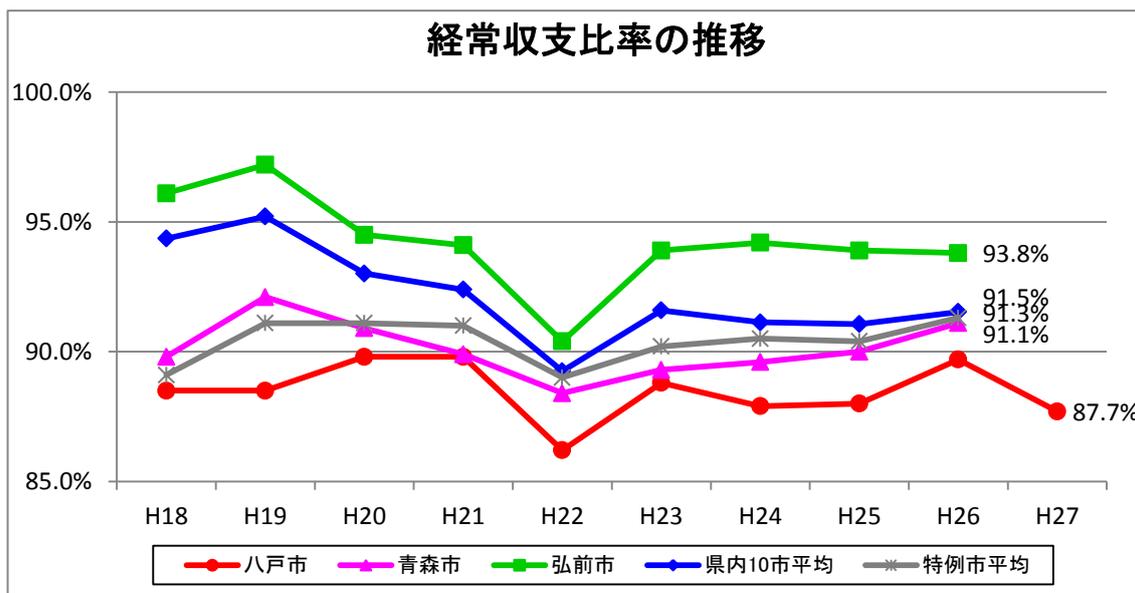
経常収支比率は、財政構造の弾力性を測る最もポピュラーな指標です。人件費や公債費など毎年支出される経常的な経費を賄うために、市税等の毎年収入される経常的な一般財源をどの程度充てているかを示しており、比率が低いほど弾力性が高いことを示します。例えば、経常的な経費を賄うのに経常的な収入の8割を使っているとすれば、当比率は80%で、経常的な収入の残り2割は、新たな事業や臨時的経費に充てることが可能となります。

◆経常収支比率イメージ



当市の経常収支比率は、80%台後半で推移しており、類似都市や県内10市の平均との比較では低い水準で推移しています。27年度は、義務的で経常的な経費である公債費の元金償還金の減等により、前年度から2.0ポイント減の87.7%となりました。【グラフ26】

【グラフ26】



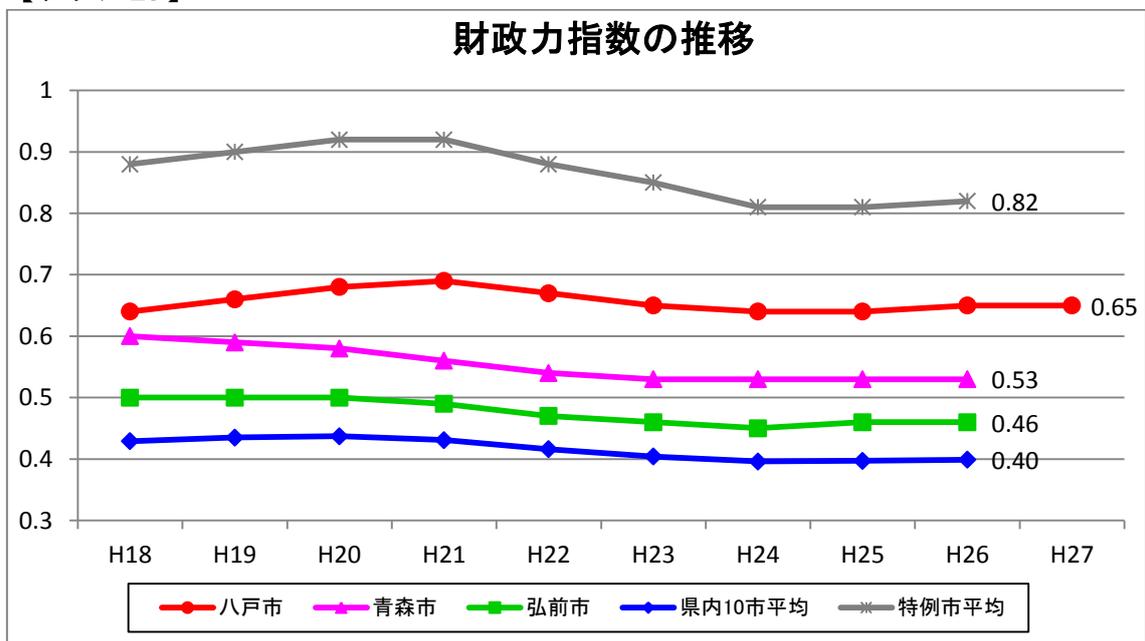
$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源等 (減税補てん債、減収補てん債、臨時財政対策債を含む)}} \times 100(\%)$$

2. 財政力指数

財政力指数は、標準的な行政サービスをどれだけ自主財源で賄っているかを示す指標で、1を超えると普通交付税の不交付団体となります。また、1以下の団体は、標準的な行政を行うための不足分の財源が、普通交付税で補われることとなりますが、1に近い団体ほど財源（P13【例示】中の留保財源）に余裕があるといえます。

当市の財政力指数の推移を、県内他市や類似都市と比較したのが【グラフ 27】です。県内 10 市の中では最も高い財政力指数となっていますが、類似都市との比較では税収の違いなどにより大きく下回っています。

【グラフ 27】



$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額（標準的な税の徴収を行ったという前提のもとに、歳入額を算出したもの）}}{\text{基準財政需要額（標準的な行政を行ったという前提のもとに、歳出額を算出したもの）}}$$

※地方交付税を客観的・合理的に算出した結果得られる指数。3ヵ年間平均により表します。

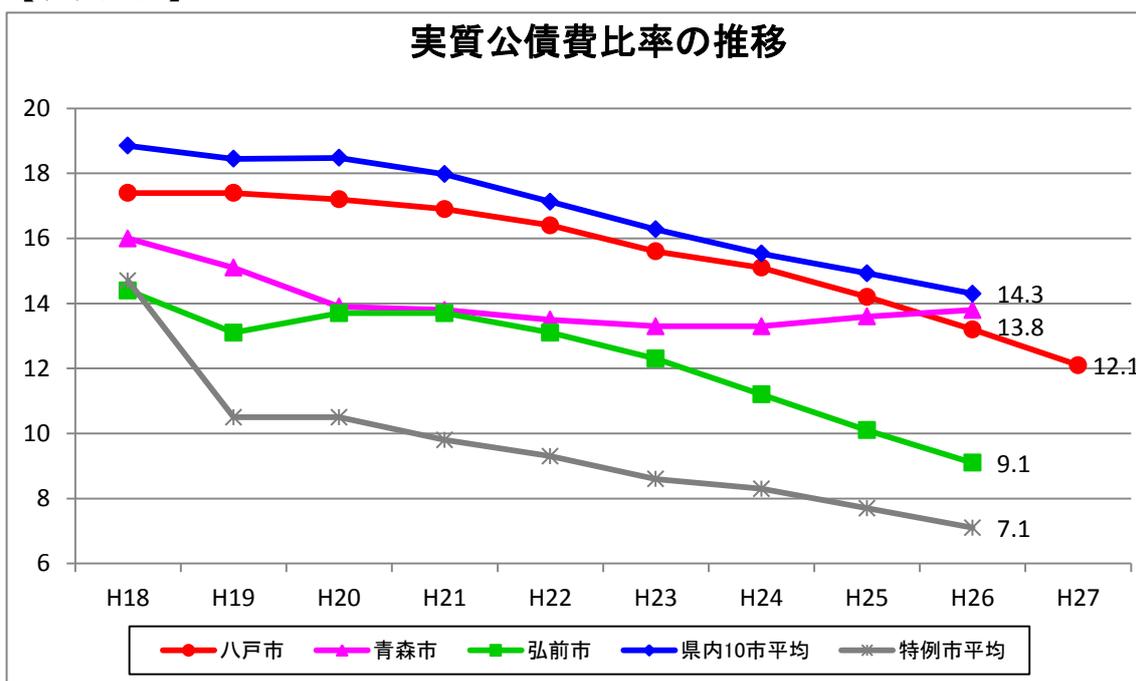
3. 実質公債費比率(公債費等に関するフロー指標)

実質公債費比率は、その年の税収等の一般財源の何割が、その年の債務の返済に充てられたかを示すものです。詳しくは、市債の返済である公債費(元利償還金)に、下水道などの他会計への繰出金や一部事務組合への負担金に含まれる公債費償還分(準元利償還金)を加えた額のうち、地方交付税措置のない当該年度の実質的な債務返済額が、当該年度の経常的一般財源の大きさを表す標準財政規模に対してどれくらいの割合かを示す指標です。

この比率が「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下、「健全化法」という。)の定める25%を超えると、財政健全化計画を作成し、財政の健全化に努めなければなりません。当市の27年度の値は、前年度の13.2から1.1ポイント低い12.1となり、早期健全化基準を大きく下回っています。【グラフ28】

当指標が減少傾向で推移している主な理由は、準元利償還金を含めた元利償還金の減少と、市債残高に占める臨時財政対策債(交付税措置100%)の増加など、公債費に占める交付税措置のある公債費の割合が増加しているためです。

【グラフ28】



$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100(\%)$$

(3カ年平均)

※一般会計等が負担する実質的な返済額(元利償還金及び準元利償還金)の、標準的な収入(標準財政規模)に対する割合で、3カ年間平均により表します。

4. 将来負担比率（公債費等に関するストック指標）

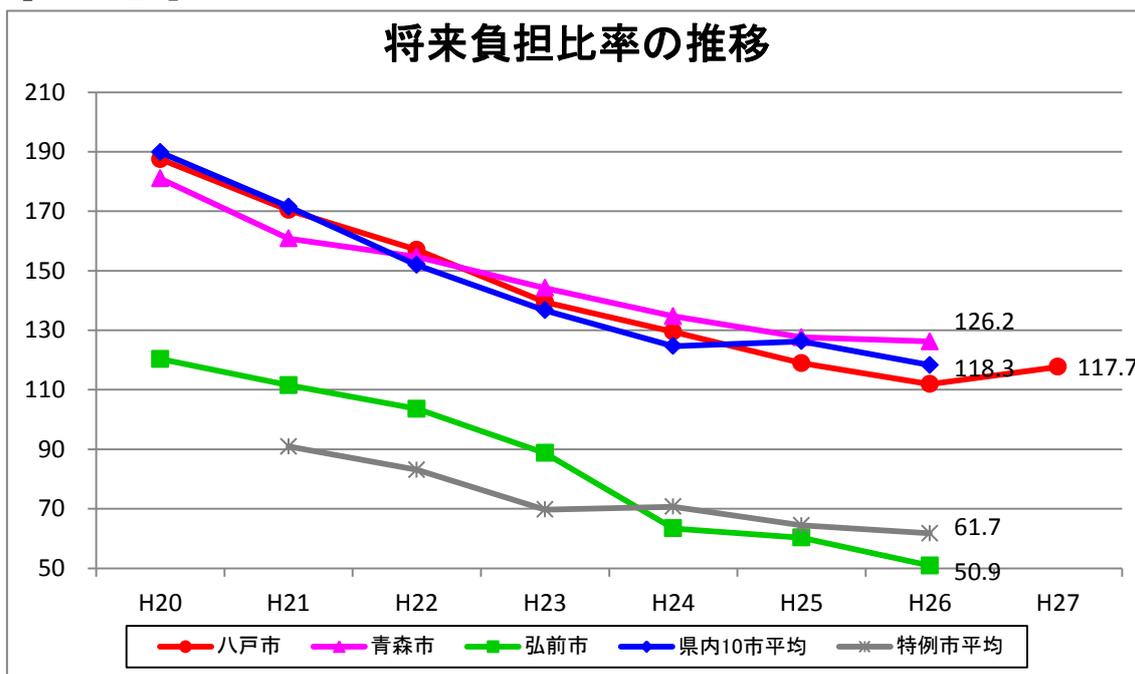
将来負担比率は、地方公共団体の地方債や債務負担行為など、現時点で見込まれる将来にわたる債務残高を捉え、この財政負担が1年度の税収等の一般財源（標準財政規模）に対してどのぐらいの割合か（何年分にあたるか）を示す指標です。

この指標では、債務返済能力として財政調整基金と市債管理基金の両基金を捉え、その残高が将来負担額から控除される仕組みになっています。また、実質公債費比率と同様に、交付税で補われる部分も除かれます。

この比率が、健全化法の定める早期健全化基準である350%（つまり税収等の3.5年分）を超えると、財政健全化計画を作成し、財政の健全化に努めなければなりません。当市の27年度の数值は、市債残高の増により前年度と比較して5.8ポイント高い117.7となりましたが、早期健全化基準を大きく下回っています。【グラフ29】

また、類似都市が当市を下回っているのは、将来負担額から控除される特定財源である都市計画税を多くの類似都市が賦課していることが、要因の一つです。

【グラフ29】



$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100 (\%)$$

※市債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、一部事務組合等負担等見込額、退職手当負担見込額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準的な収入（標準財政規模）に対する割合比率です。



発行：平成28年（2016年）8月

編集：八戸市財政部財政課

031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号

TEL：0178-43-2154（課直通）

FAX：0178-43-2722